

岐阜県 集落営農推進マニュアル

～中山間地域の農業を
「絆」で未来へつなげる元気な集落づくりをめざして～



岐 阜 県



目次

I 中山間地域における農業・農村をめぐる情勢～集落営農の推進が必要な背景～

- | | |
|--|--------|
| 1 岐阜県における中山間地域の位置づけ | P1～2 |
| (1)面積・人口 | |
| (2)農家戸数・農業産出額 | |
| (3)農業・農村の多面的機能評価額 | |
| 2 農業生産を支える農家・農業経営の状況 | P2～6 |
| (1)農業労働力(農業就業人口、高齢化率、年齢構成別の農業就業人口) | |
| (2)農家の経営規模(農家数、経営耕地面積、経営規模別農家数、米の作付規模) | |
| (3)農業用機械の所有状況 | |
| (4)米の生産費・所得 | |
| 3 水田農業の担い手の現状 | P6～8 |
| (1)水田農業の担い手カバー率 | |
| (2)水田農業の担い手の経営面積等 | |
| (3)集落営農組織(任意組織)の国交付金制度加入状況 | |
| (4)集落営農組織(任意組織)の法人化への意向 | |
| (5)集落営農組織・法人における米以外の作物導入状況 | |
| 4 農業集落の現状 | P9 |
| (1)農業集落数等 | |
| (2)小規模・高齢化集落の状況 | |
| 5 耕作放棄地の現状 | P10 |
| (1)耕作放棄地の推移 | |
| 6 野生鳥獣による農作物被害の状況 | P10 |
| (1)野生鳥獣による農作物被害の推移 | |
| 7 農業・農村を取り巻く環境変化 | P11～13 |
| (1)米消費量の減少 | |
| (2)米価の低迷 | |
| (3)人口減少 | |
| (4)農業労働力の減少 | |

II 中山間地域における集落営農の推進方向

- | | |
|--------------|--------|
| 1 集落営農推進の必要性 | P14 |
| 2 集落営農の推進方向 | P15～16 |

III 集落営農の体制づくり

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1 集落営農のメリット | P17 |
| 2 集落営農組織の分類 | P17～19 |
| 3 経営所得安定対策等における集落営農組織の要件 ※1 | P19～20 |
| 4 集落営農における農地の利用集積 | P21～22 |

5 集落営農の組織化推進手順	P23～25
(1)地域(集落)の話し合いの場の設置	
(2)地域(集落)の農業の現況、課題の把握	
(3)集落ビジョンの検討(検討委員会)	
(4)集落ビジョンの合意形成(集落全体)	
(5)集落営農組織設立準備委員会の設置	
(6)集落営農組織の設立	

IV 集落営農の法人化

1 法人化のメリット・デメリット	P26～28
2 農業法人の分類	P28
3 農業法人の形態別比較	P29
4 法人化の推進手順	P30～31
(1)法人設立準備委員会の設置	
(2)発起人会の設置	
(3)法人の設立総会の開催	
(4)出資金の払込み	
(5)法人の設立登記(法人の成立)	

V 集落営農の経理・税務等の基礎知識

1 法人と任意組織の税務上等の取扱の違い ※2	P32
2 集落営農の法人化に伴う対応 ※3	P33～42
(1)税金に関する対応	
①法人税等の納付について ②農業経営基盤強化準備金について	
③消費税の納付について	
(2)社会保険等の加入義務に関する対応	
(3)農業機械等の引き継ぎに関する対応	

VI 集落営農の実践事例

P43～46

VII その他参考資料

1 農家意向調査アンケート様式例	P47～50
2 集落ビジョンの作成手順とビジョン様式例	P51～54
3 農作業委託契約書(特定農作業受委託)様式例	P55
4 「補助事業により取得し、又は増加した財産の処分等の承認基準 について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経 理課長通知)」第3条(財産処分に係る承認申請等)関係抜粋	P56～57

<引用資料>

- 1、2 集落営農組織設立マニュアル(岐阜県農業協同組合中央会)
- 3 集落営農の法人化に向けた話し合いを進めましょう(平成25年5月農林水産省)

I 中山間地域における農業・農村をめぐる情勢 ～集落営農の推進が必要な背景～

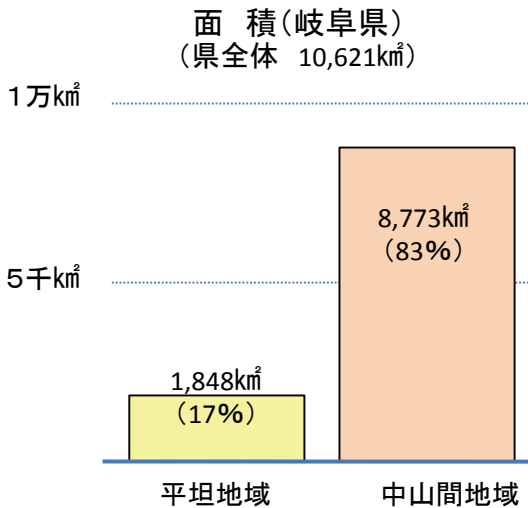
1 岐阜県における中山間地域の位置づけ

中山間地域の定義について

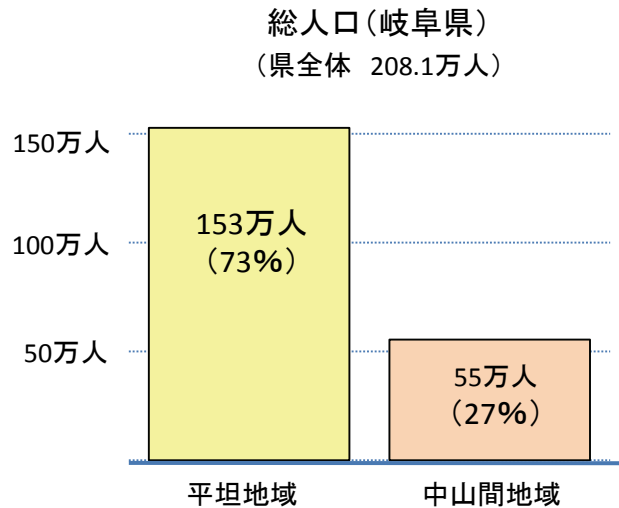
平成18年度において、農林統計に用いた地域区分である4類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)のうち、中間農業地域と山間農業地域を中山間地域とした。

(1)面積・人口

中山間地域は、県全体の83%の面積を占めるとともに、県人口の27%が生活しており、県土環境の保全や地域振興の観点から、重要な役割を果たしている。



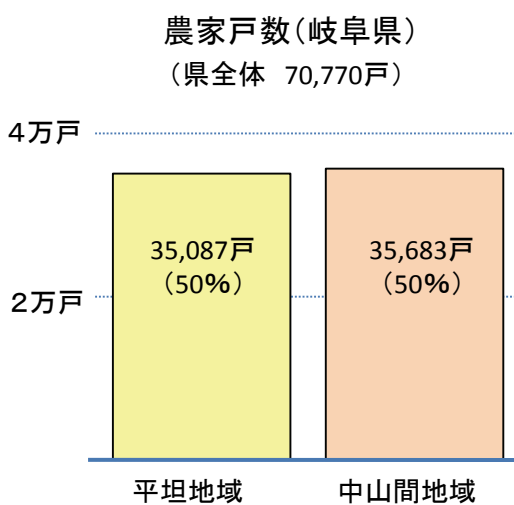
H20全国都道府県市区町村別面積調査(国土地理院)



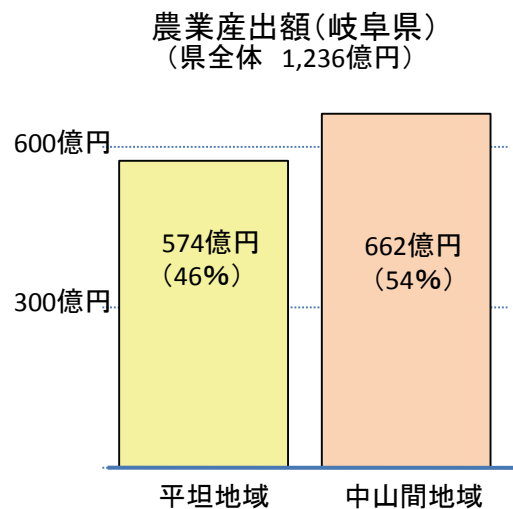
平成22年国勢調査人口速報(総務省)

(2)農家戸数・農業産出額

中山間地域は、農家戸数、農業産出額とも県下の約50%を占めており、本県の農業振興上、重要な役割を果たしている。



2010年世界農林業センサス(農林水産省)



H18生産農業所得統計(農林水産省)

(3) 農業・農村の多面的機能評価額

農業・農村は食料の生産の場のみならず、県土の保全、水源のかん養、人々のやすらぎを与える保健休養機能など多面的機能を有している。

本県中山間地域における多面的機能評価額は744億円／年で、県全体の約5割を占める。

岐阜県農業・農村の多面的機能評価額

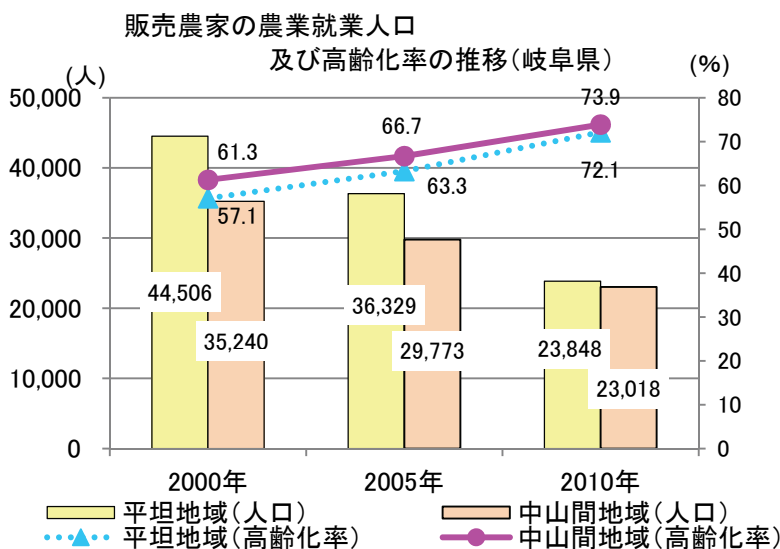
機能	県評価額(億円／年)			県民一人あたり (万円／年)	全国評価額 (億円／年)
	計	平坦地域	中山間地域		
洪水防止	698	380	318	3.3	34,988
水源かん養	543	243	299	2.6	15,170
土壌浸食防止	29	9	20	0.14	3,318
土砂崩壊防止	7	4	3	0.03	4,782
有機性廃棄物処理	3	1	1	0.01	123
気候緩和	4	2	2	0.02	87
保健休養等	182	81	101	0.9	23,758
合計	1,466	721	744	7.0	82,226

県評価額:「食料・農業・農村基本問題調査会」で示された代替法により試算(平成22年3月岐阜県農政部)
 全国:農業の多面的機能の貨幣評価(農林水産省)

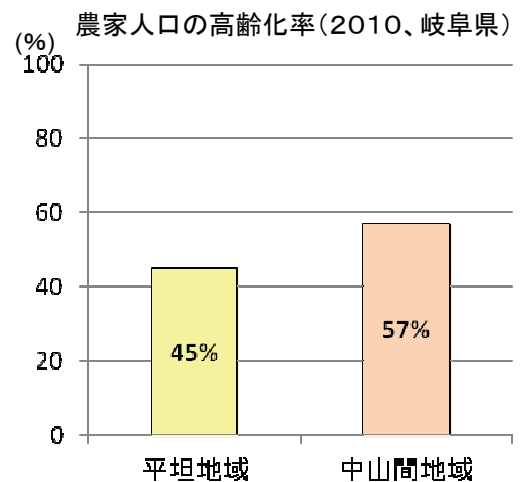
2 農業生産を支える農家・農業経営の状況

(1) 農業労働力(農業就業人口・高齢化率)

本県の中山間地域における農業就業人口は、10年間で34.7%減少。
 高齢化も著しく進行してきており、中山間地域における農業就業人口の高齢化率は73.9%と平坦地域(72.1%)を上回る。
 農家人口の高齢化率も中山間地域は57%と平坦地域(45%)を大きく上回っており、中山間地域においては跡継ぎ世帯員がいない又は世帯員の高齢化も進行していることが推定される。



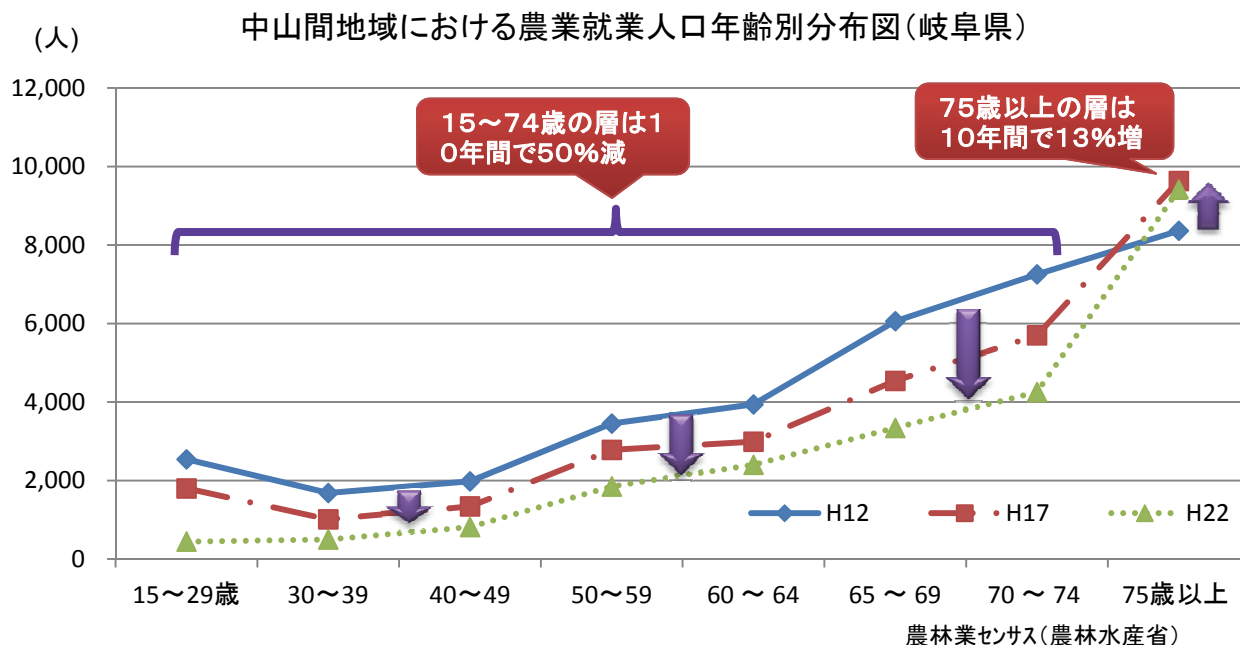
農林業センサス(農林水産省)



2010年岐阜県の年齢別推計人口(岐阜県)

(1) 農業労働力(年齢構成別の農業就業人口)

平成12年以降、75歳以上の年齢層が農業就業人口のピークを形成。
75歳以上の年齢層が増加傾向にある一方、その他年齢層は各層とも大幅に減少。



(2) 農家の経営規模(農家数・経営耕地面積)

本県の中山間地域の1戸当たりの経営耕地面積は50アールと平坦地域(57アール)に比べ小さい。また、中山間地域は自給的農家割合も平坦地域に比べ高い。

農家数と経営耕地面積(2010)

		農家数(戸)	経営耕地面積(アール)	1戸当たり経営耕地面積(アール/戸)
岐阜県		70,701	37,858	54
	平坦地域	35,051	19,964	57
	中山間地域	35,650	17,894	50
全国		2,520,027	3,353,619	133

		農家数(戸)	販売農家数(戸)	自給的農家数(戸)	自給的農家割合
岐阜県		70,701	36,303	34,398	48.7%
	平坦地域	35,051	18,827	16,224	46.3%
	中山間地域	35,650	17,476	18,174	51.0%
全国		2,520,027	1,627,294	892,733	35.4%

<自給的農家とは>

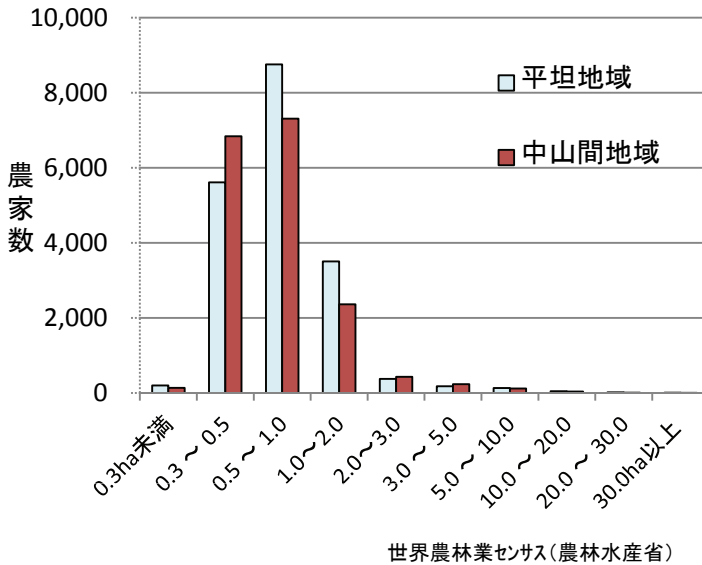
経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

出展:世界農林業センサス(農林水産省)

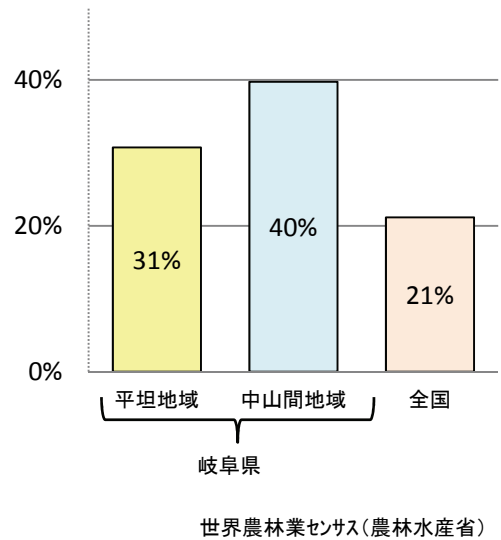
(2) 農家の経営規模(経営規模別農家数)

中山間地域における販売農家の経営耕地面積0.5ha未満の農家割合は40%を超え、零細な農業構造となっている。

販売農家の経営耕地面積規模別農家数
(人) (岐阜県、2010)



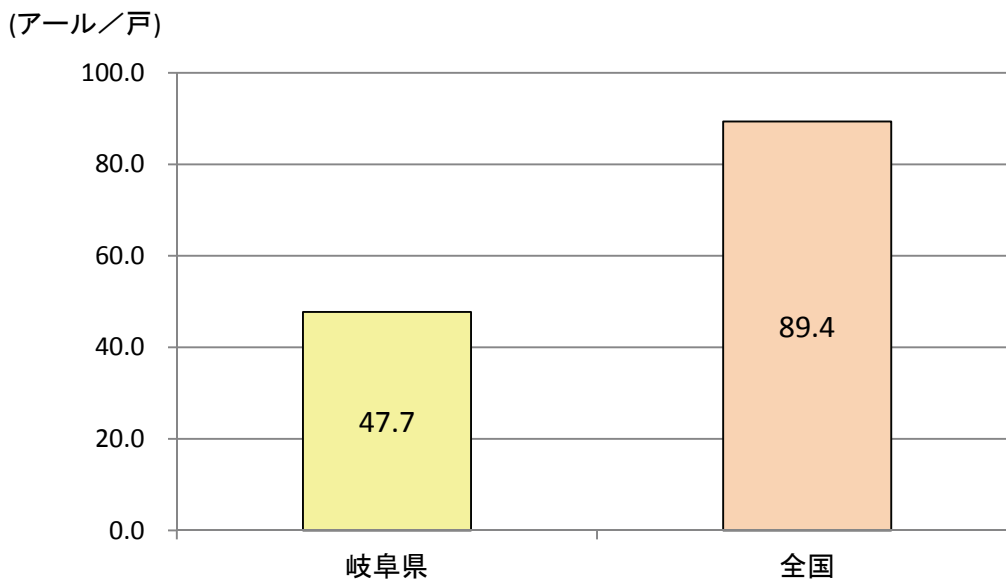
販売農家の経営耕地面積
0.5ha未満の農家割合 (2010)



(2) 農家の経営規模(米の作付規模)

本県における農家1戸当たりの米の作付面積は、48アールと全国平均の半分程度で、零細な稲作経営状況となっている。

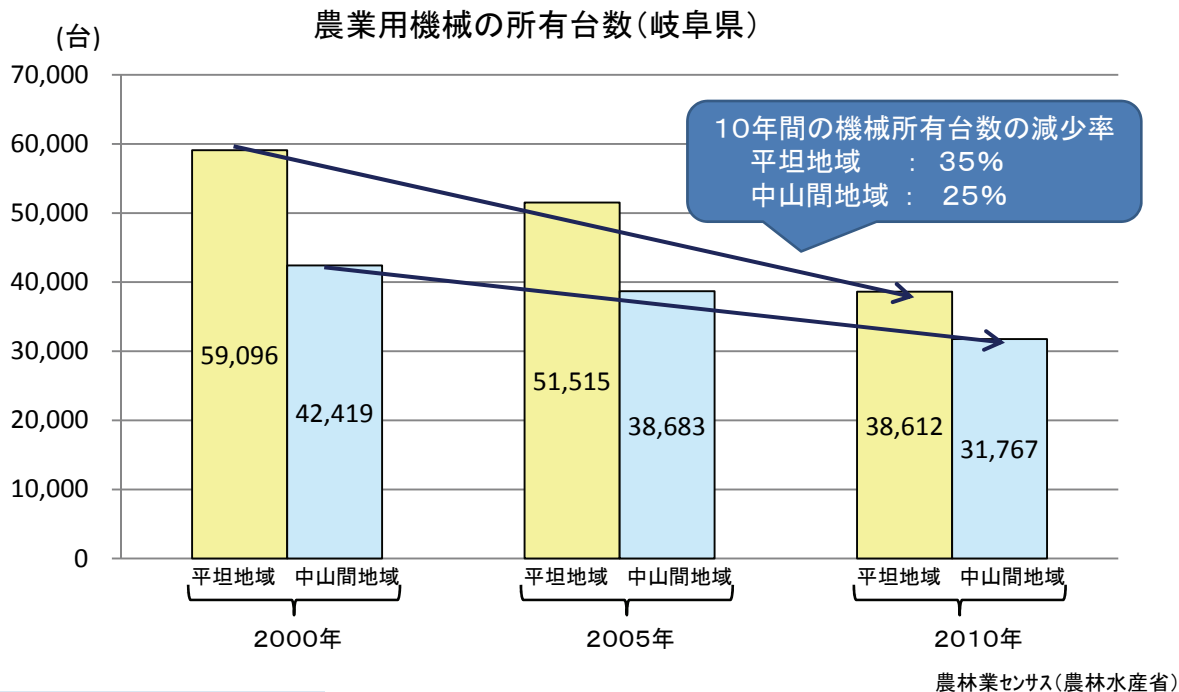
1戸当たりの米の作付け規模(H23水稻共済引受け面積)



農業災害補償制度農作物共済統計表

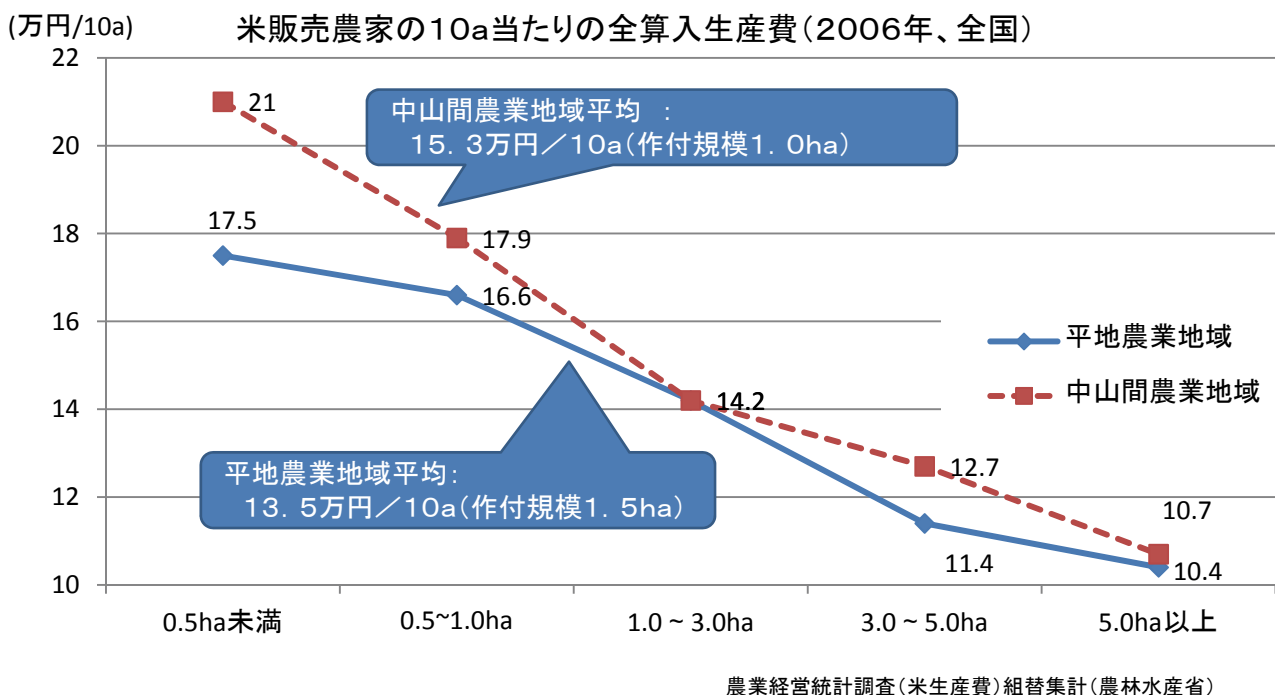
(3) 農業用機械の所有状況

農業用機械の所有台数は年々減少してきているが、中山間地域の減少率は25%と平坦地域の35%に比べ小さく、農地の集約化、農業用機械の共同化の進展が立ち遅れている。



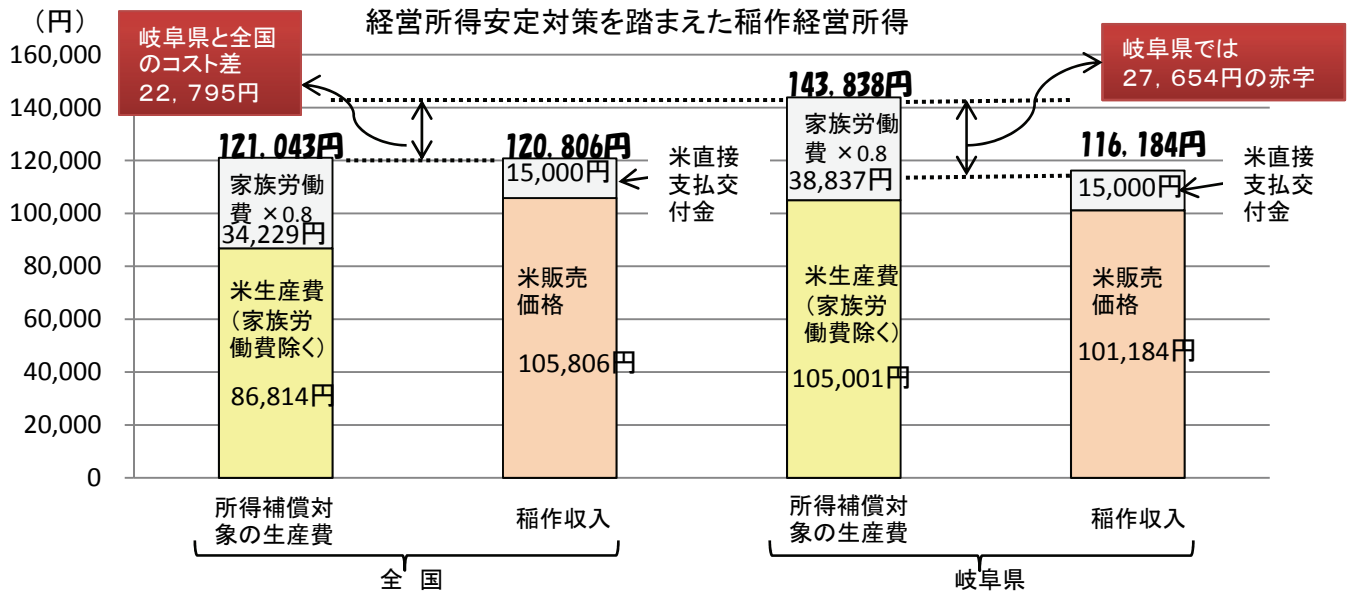
(4) 米の生産費・所得

中山間地域の米生産費(全国平均)は、10アール当たり15.3万円で、平地農業地域の13.5万円を大きく上回る。生産費の格差は小規模経営程大きい。



(4) 米の生産費・所得

岐阜県の米生産費は全国平均よりも約2割コスト高となっている。
 経営所得安定対策における米の直接支払交付金を加えても、岐阜県の平均的な経営では、
 10アール当たり3万円弱の赤字経営となる。



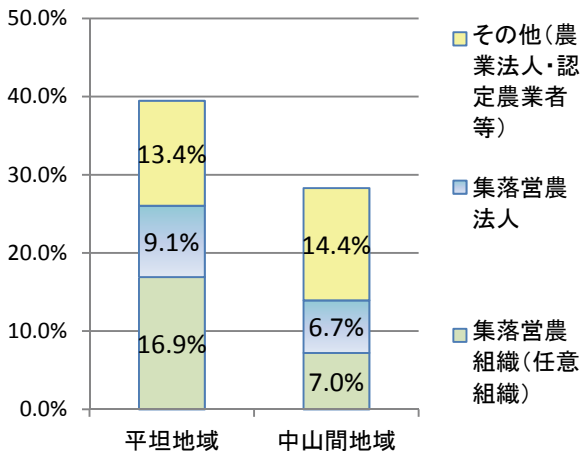
農業経営統計調査(米生産費 7中5平均)、米販売価格は H18~20米価格経営センター加重平均価格(流通経費除く)

3 水田農業の担い手の状況

(1) 水田農業の担い手カバー率

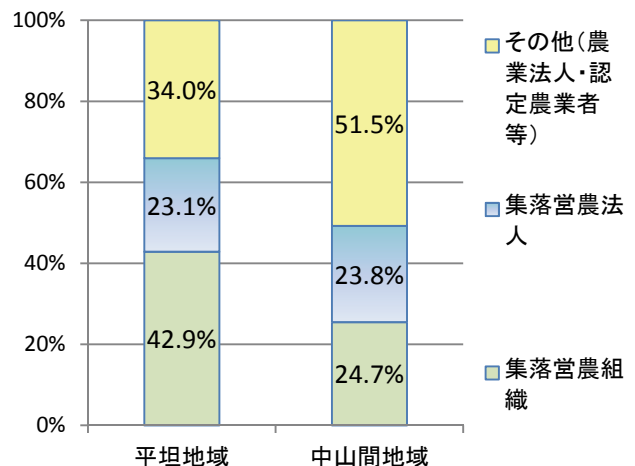
本県の中山間地域における担い手(集落営農組織・法人、認定農業者等)がカバーする水田面積割合は28.2%(H24)で、平坦地域(39.5%)に比べ農地集積が立ち遅れている。
 また、本県においては、集落営農組織・法人が中心的な担い手となっているが、担い手集積水田面積に占める集落営農組織・法人の割合は、平坦地域が66%であるのに対し、中山間地域は49%にとどまる。

担い手がカバーする水田面積割合 (岐阜県)



H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

担い手集積水田面積に占める各担い手のシェア(岐阜県)



H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

(2) 水田農業の担い手の経営面積等

中山間地域においては、平坦地域に比べ1経営体あたりの経営面積は小さく、平均で平坦地域の約半分程度の経営規模となっている。

また、中山間地域では平坦地域に比べ作業受託面積割合が高く、平均で平坦地域は約20%であるのに対し、中山間地域は約40%となっている。

集落営農法人の経営面積は、中山間地域であっても32haと一定の経営規模を確保している。

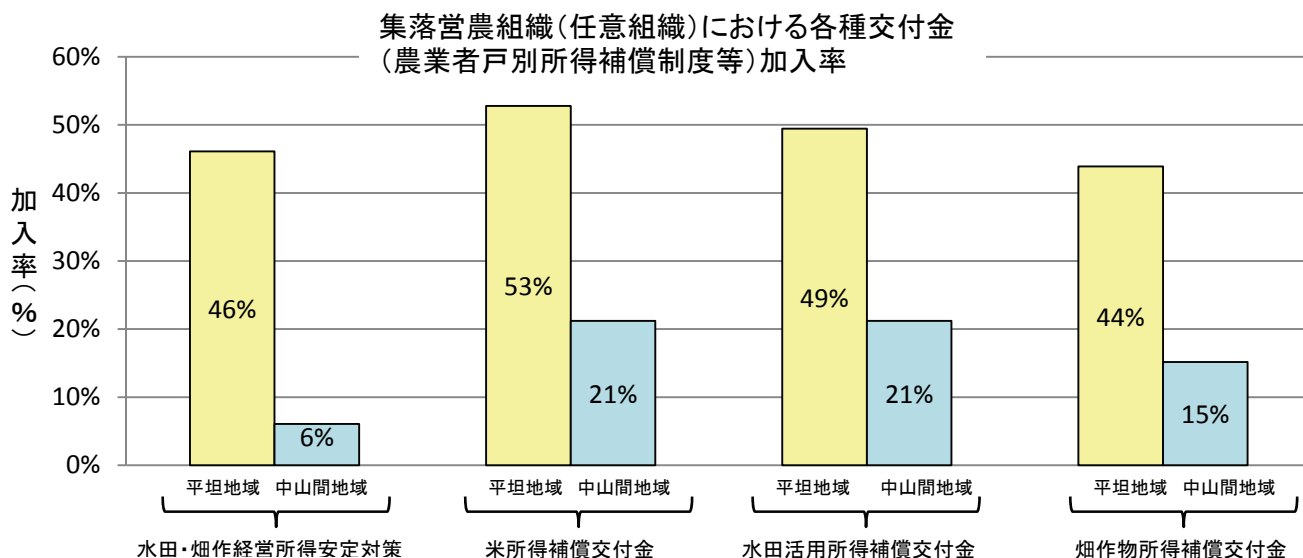
担い手区分別の経営面積(岐阜県)

区分	経営体数	経営面積(ha)			1経営体当たり経営面積		
		経営受託面積	作業受託面積		経営受託面積	作業受託面積	
集落営農組織(任意組織)	345	5,517	3,652	1,866	16.0	10.6	5.4
平坦地域	180	4,129	3,219	910	22.9	17.9	5.1
中山間地域	165	1,388	433	955	8.4	2.6	5.8
集落営農法人	84	3,568	2,818	750	42.5	33.5	8.9
平坦地域	42	2,226	1,890	335	53.0	45.0	8.0
中山間地域	42	1,342	928	414	32.0	22.1	9.9
その他農業法人・認定農業者等	622	6,163	4,734	1,429	9.9	7.6	2.3
平坦地域	248	3,276	2,560	716	13.2	10.3	2.9
中山間地域	374	2,888	2,175	713	7.7	5.8	1.9
合計	1,051	15,249	11,204	4,045	14.5	10.7	3.8
平坦地域	470	9,630	7,669	1,961	20.5	16.3	4.2
中山間地域	581	5,618	3,535	2,083	9.7	6.1	3.6

H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

(3) 集落営農組織(任意組織)の国交付金制度加入状況

集落営農組織(任意組織)の農業者戸別所得補償制度の各種交付金制度への加入率が、平坦地域に比べ低い現状にあり、制度を活用した経営の安定化に結びついていない現状にある。

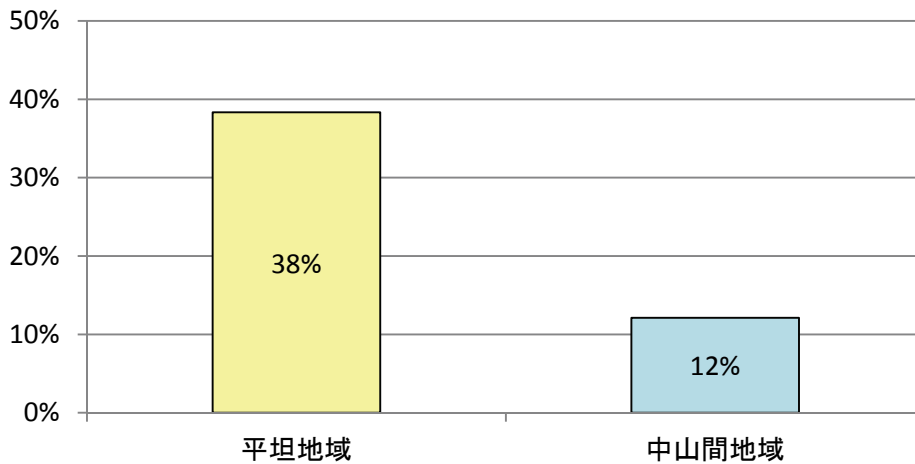


H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

(4) 集落営農組織(任意組織)の法人化への意向

集落営農組織(任意組織)の法人化の意向については、平坦地域では38%となっているが、中山間地域では12%と低い現状にある。

集落営農組織(任意組織)における法人化意向がある割合



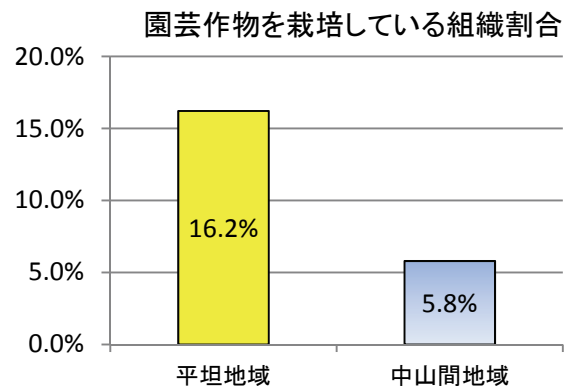
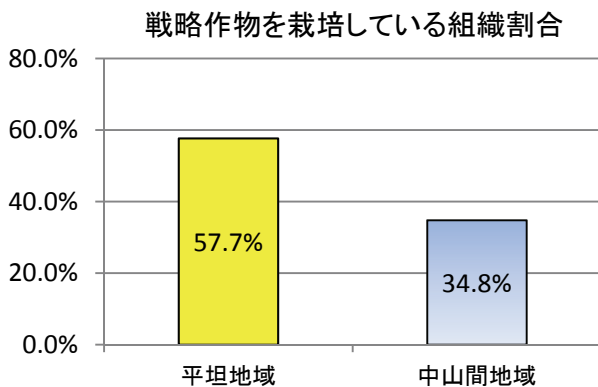
H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

(5) 集落営農組織・法人における米以外の作物導入状況

平坦地域の集落営農組織(任意組織及び法人)においては、戦略作物に加え(導入組織割合58%)、近年は園芸作物の導入も進展してきている(導入組織割合16%)が、中山間地域においては、これら米以外の作物の導入割合が平坦地域に比べ低い。

	組織数	戦略作物を栽培している組織数	園芸作物を栽培している組織数
平坦地域	222	128	36
中山間地域	207	72	12

戦略作物: 麦、大豆、飼料作物等



H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

H24土地利用型作物に係る生産組織等調査(岐阜県農政部)

4 農業集落の現状

(1) 農業集落数等

本県の中山間地域の農業集落数は1,865集落で県下の農業集落数の6割を占める。中山間地域農業集落の1農業集落当たりの耕地面積は9.4haで平坦地域の農業集落の約半分となっている。

岐阜県の農業集落数・耕地面積(2010年)

	農業集落数	耕地面積 (ha)	1農業集落当たりの 耕地面積 (ha/集落)
平坦地域	1,253	23,685	18.9
中山間地域	1,865	17,547	9.4
県全体	3,118	41,232	13.2

世界農林業センサス(農林水産省)

(2) 小規模・高齢化集落の状況

※小規模・高齢化集落とは、農家戸数19戸以下で、農家人口の高齢化率(65歳以上)が50%以上である集落をいう

小規模・高齢化集落は、県全体で239集落あるが、そのうち194集落が中山間地域となっている。

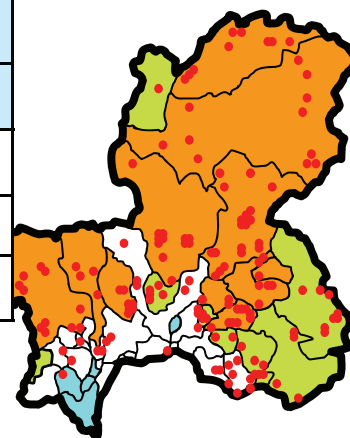
中山間地域の小規模・高齢化集落は5カ年で68集落増加。

中山間地域の小規模・高齢化集落のうち、担い手(集落営農組織、経営体等)がない集落は157集落(約8割)となっており、こうした集落では集落農業の存続自体が懸念される現状にある。

岐阜県の小規模・高齢化集落数

	県全体		中山間地域	
	2005年	2010年	2005年	2010年
農業集落数	3,103	3,118	1,848	1,862
内小規模高齢化集落	147	239	126	194
内担い手不在集落	—	—	110	157

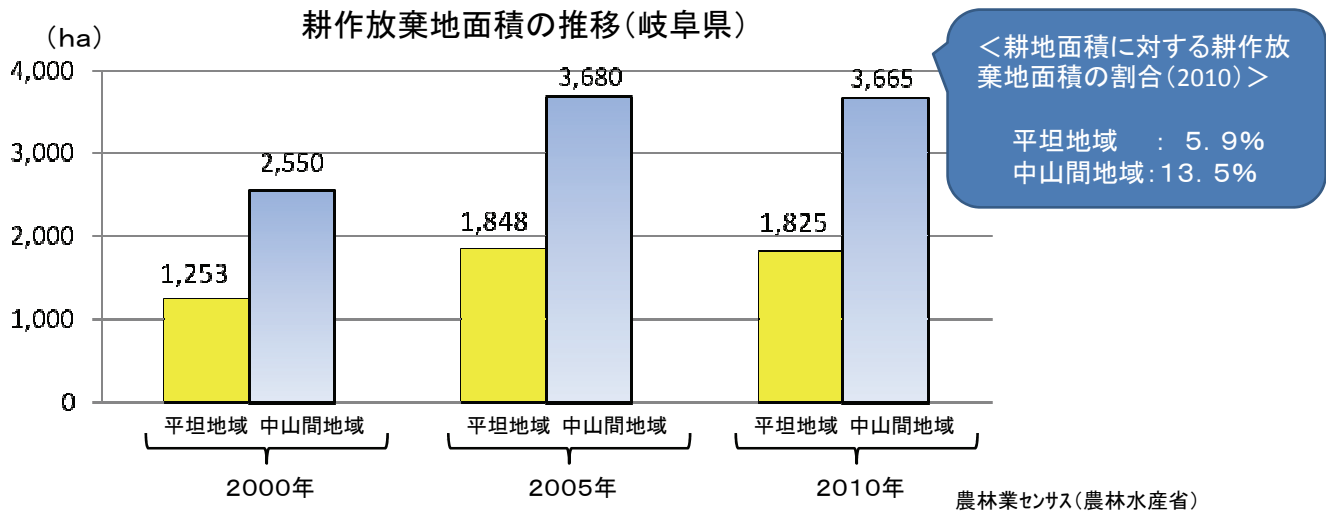
出展： 農業集落数・・・農林業センサス(農林水産省)
高齢化率・・・岐阜県の年齢別推計人口(H24.1.1現在)



5 耕作放棄地の現状

(1) 耕作放棄地の推移

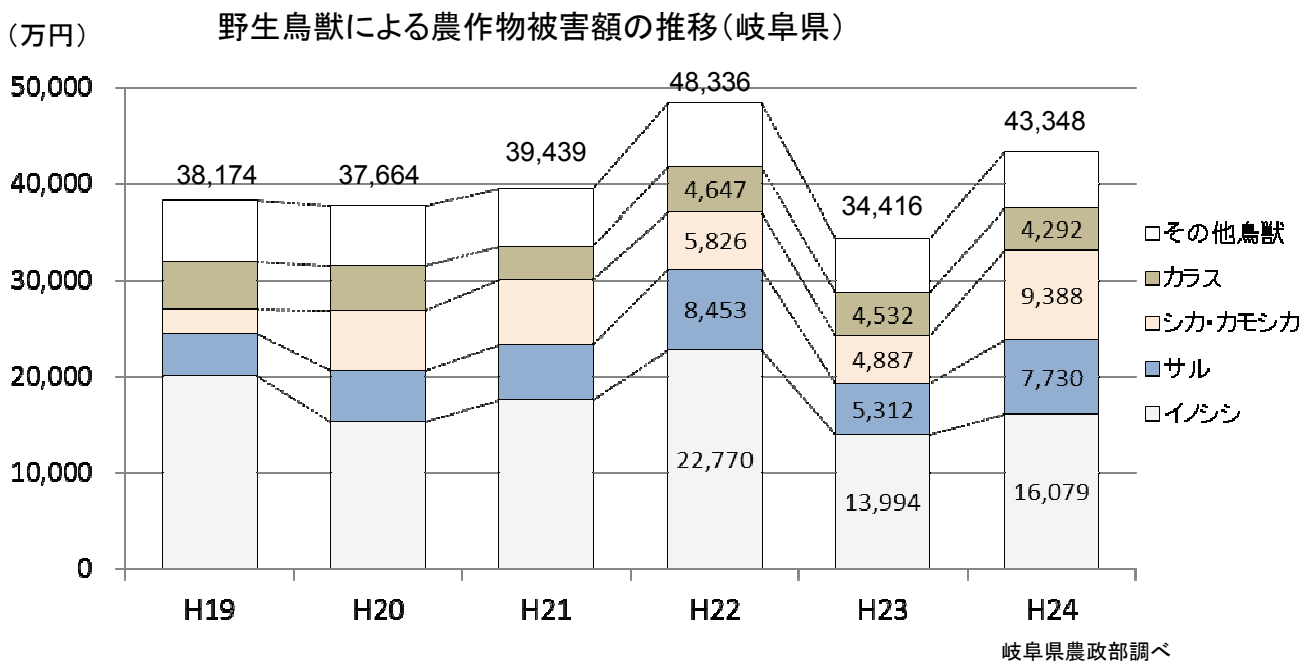
中山間地域における耕作放棄地面積は3,665haで、耕地面積に占める耕作放棄地割合も13.5%と平坦地域に比べ高い発生割合となっている。



6 野生鳥獣による農作物被害の状況

(1) 野生鳥獣による農作物被害の推移

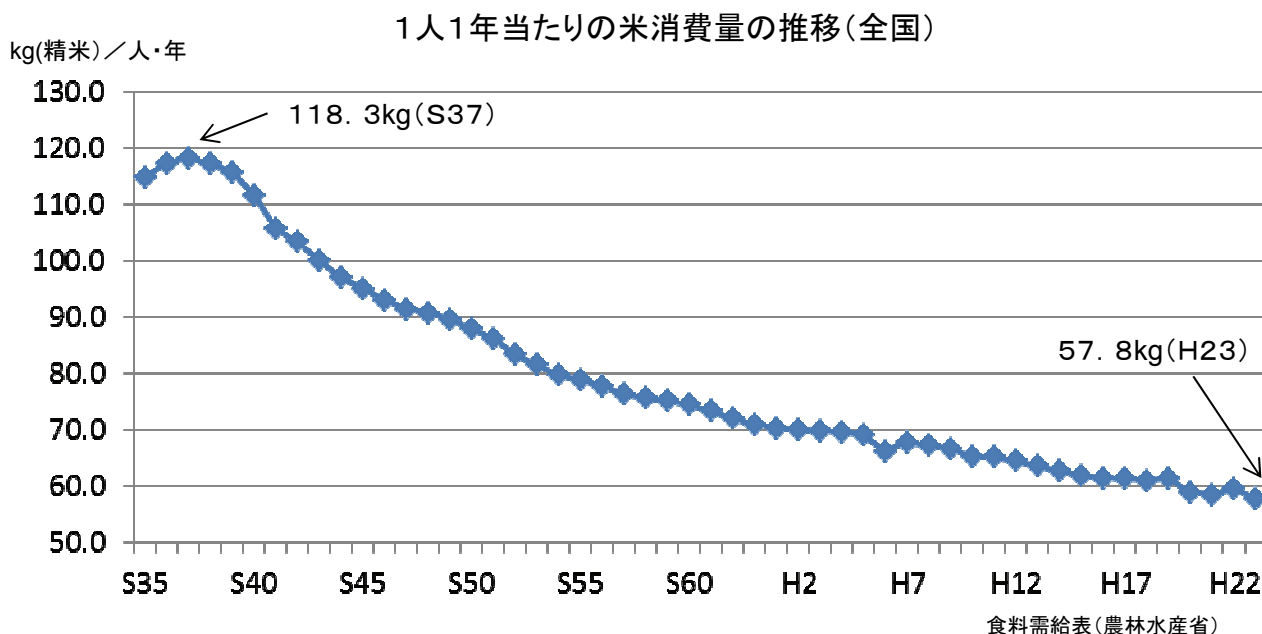
野生鳥獣による農作物被害は、H23は減少したものの、被害額は依然4億円程度で推移しているため、中山間地域における農業生産においては、集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施が必要となっている。



7 農業・農村を取り巻く環境変化

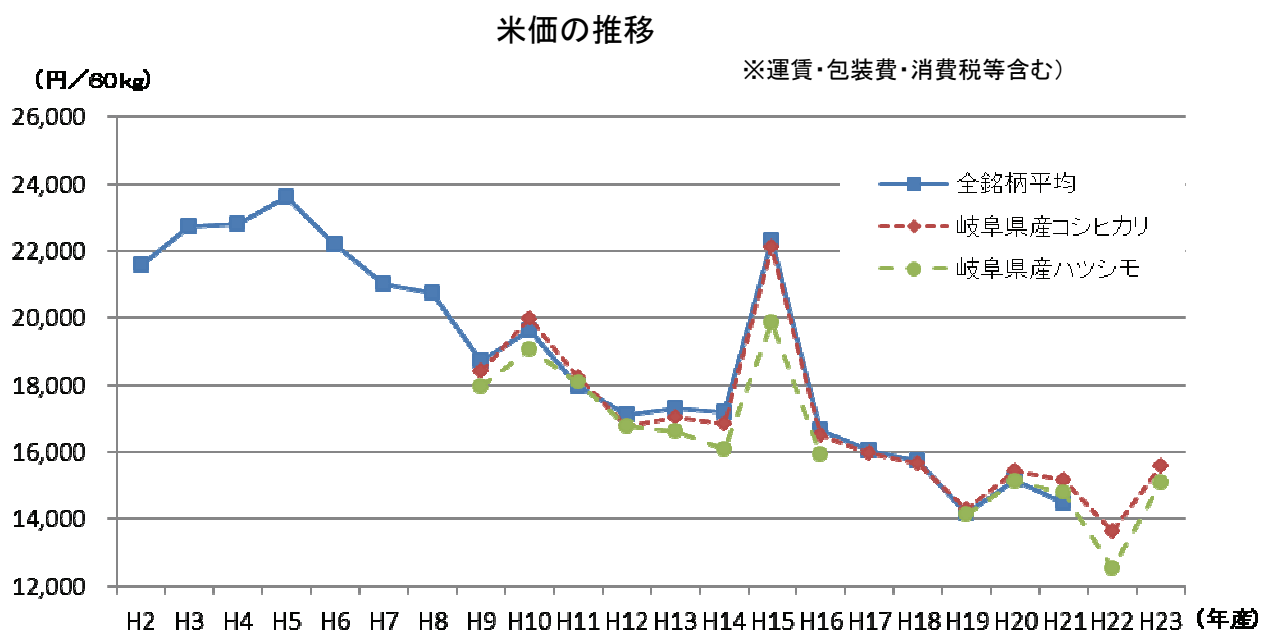
(1) 米消費量の減少

米の消費量は年々減少し、現在は、ピーク時(S37)の半分程度まで減少。



(2) 米価の低迷

米価は下落傾向にあり、20年間で約30%程度下落。

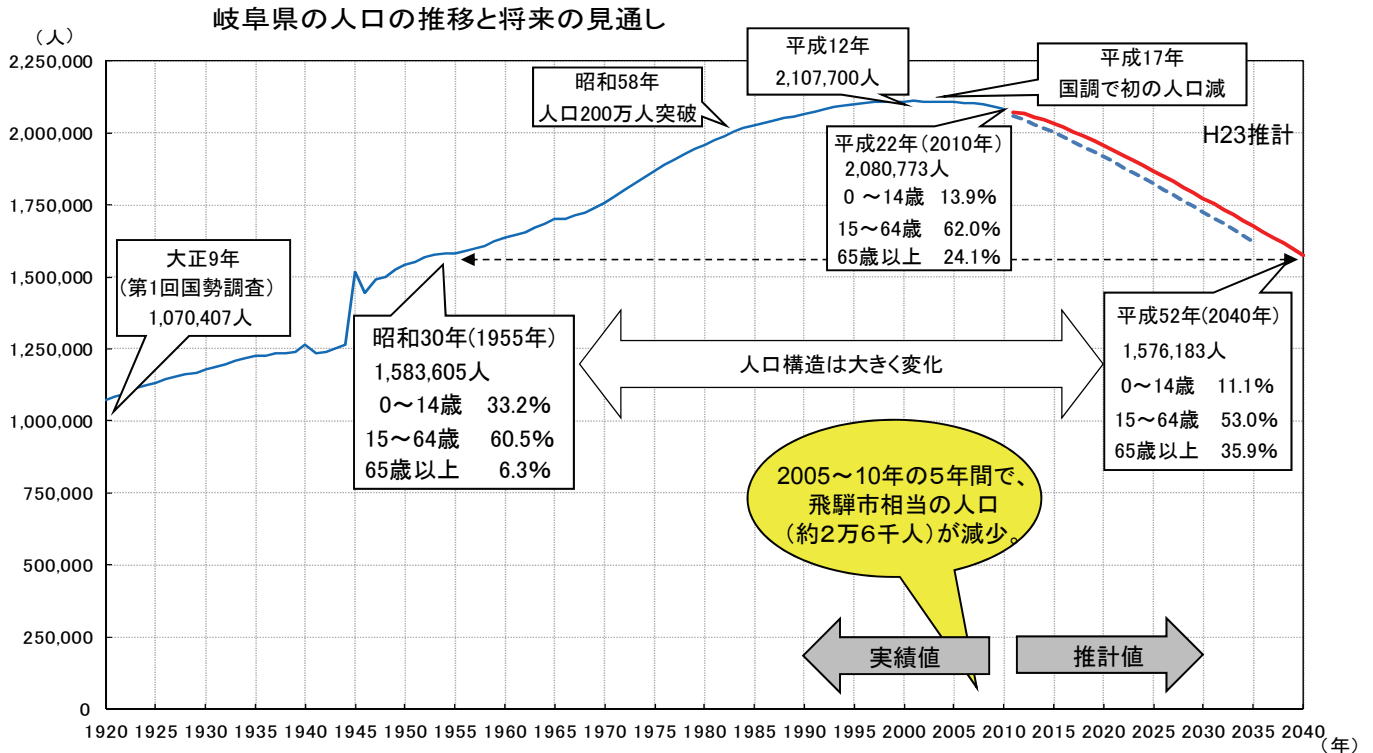


H 2～H18: (財)全国米穀取引・価格形成センター
H19～H23: 米の相対取引価格(農林水産省)

(3)人口減少

＜岐阜県の将来人口推計(岐阜県政策研究会人口問題研究部推計)＞

本県人口は2005年頃から減少を続け、2040年には約158万人(約50万人の大幅減)となることが推計されている。



出典: 国勢調査結果をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

＜岐阜県の市町村別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)＞

2010年から2040年の間に県内39市町村で人口減少し、中山間地域の人口減少率は30%(平坦地域は17%)となることが推計されている。

⇒減少率が高い市町村では40%超(4市町村、いずれも中山間地域)

また、中山間地域の高齢化率(65歳以上の人口割合)は、2040年には40%(平坦地域35%)となることが推計されている。

岐阜県の地域別将来人口推計

	総人口(人)			高齢化率(65歳以上人口割合)(%)		
	2010年 ①	2040年 ②	増減率(%) ②/①	2010年 ③	2040年 ④	増減率(%) ④/③
岐阜県	2,080,773	1,659,525	▲20.2	24.1	36.2	12.1
平坦地域	1,526,566	1,296,960	▲16.8	22.5	34.8	12.3
中山間地域	554,207	389,565	▲29.7	28.6	40.8	12.2

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」をもとに岐阜県農政部作成

岐阜県の市町村別将来人口推計(減少率の昇順)

自治体名	総人口(人)			高齢化率 (65歳以上人口割合)		
	2010年	2040年	増減率	2010年	2040年	増減率
	①	②	①/②	③	④	③/④
白川町	9,530	5,099	▲ 46.50	37.9%	53.7%	15.7%
七宗町	4,484	2,533	▲ 43.51	36.5%	50.7%	14.2%
東白川村	2,514	1,475	▲ 41.33	40.1%	50.5%	10.4%
飛騨市	26,732	15,904	▲ 40.51	33.3%	45.5%	12.1%
八百津町	12,045	7,235	▲ 39.93	32.5%	44.5%	11.9%
揖斐川町	23,784	14,353	▲ 39.65	29.8%	43.3%	13.5%
関ヶ原町	8,096	5,022	▲ 37.97	30.1%	47.3%	17.1%
下呂市	36,314	23,384	▲ 35.61	33.1%	46.1%	13.0%
郡上市	44,491	28,788	▲ 35.29	32.2%	46.0%	13.8%
海津市	37,941	26,290	▲ 30.71	23.6%	39.6%	16.0%
美濃市	22,629	15,968	▲ 29.44	27.6%	40.4%	12.9%
養老町	31,332	22,200	▲ 29.15	23.9%	38.3%	14.4%
恵那市	53,718	38,278	▲ 28.74	29.0%	40.5%	11.5%
神戸町	20,065	14,321	▲ 28.63	23.6%	37.6%	14.0%
山県市	29,629	21,289	▲ 28.15	25.8%	38.8%	13.0%
中津川市	80,910	58,568	▲ 27.61	27.9%	39.7%	11.8%
高山市	92,747	67,393	▲ 27.34	27.0%	39.6%	12.6%
瑞浪市	40,387	29,501	▲ 26.95	26.0%	38.9%	12.8%
土岐市	60,475	44,603	▲ 26.25	26.9%	38.1%	11.2%
多治見市	112,595	84,893	▲ 24.60	22.7%	39.8%	17.1%
御嵩町	18,824	14,561	▲ 22.65	24.2%	37.5%	13.3%
川辺町	10,593	8,218	▲ 22.42	26.5%	38.5%	12.0%

自治体名	総人口(人)			高齢化率 (65歳以上人口割合)		
	2010年	2040年	増減率	2010年	2040年	増減率
	①	②	①/②	③	④	③/④
富加町	5,516	4,289	▲ 22.24	24.7%	36.8%	12.1%
垂井町	28,505	22,684	▲ 20.42	23.7%	35.2%	11.5%
白川村	1,733	1,398	▲ 19.33	28.9%	32.6%	3.8%
関市	91,418	74,150	▲ 18.89	22.6%	35.6%	13.0%
岐阜市	413,136	336,843	▲ 18.47	24.0%	35.4%	11.4%
坂祝町	8,361	6,826	▲ 18.36	19.2%	33.8%	14.6%
大垣市	161,160	133,203	▲ 17.35	22.9%	34.1%	11.2%
大野町	23,859	19,947	▲ 16.40	21.5%	34.7%	13.2%
可児市	97,436	81,849	▲ 16.00	20.2%	36.4%	16.3%
羽島市	67,197	56,512	▲ 15.90	21.2%	33.6%	12.4%
安八町	15,271	13,092	▲ 14.27	20.9%	33.0%	12.1%
各務原市	145,604	125,372	▲ 13.90	21.8%	34.1%	12.3%
笠松町	22,809	19,903	▲ 12.74	23.8%	32.6%	8.8%
本巣市	35,047	30,598	▲ 12.69	23.0%	33.7%	10.7%
池田町	24,980	22,160	▲ 11.29	22.6%	33.4%	10.9%
輪之内町	10,028	9,281	▲ 7.45	19.9%	31.2%	11.3%
岐南町	23,804	23,205	▲ 2.52	18.5%	29.4%	10.9%
北方町	18,395	18,517	0.66	18.3%	29.5%	11.2%
瑞穂市	51,950	52,946	1.92	16.4%	27.2%	10.8%
美濃加茂市	54,729	56,874	3.92	19.6%	30.1%	10.5%

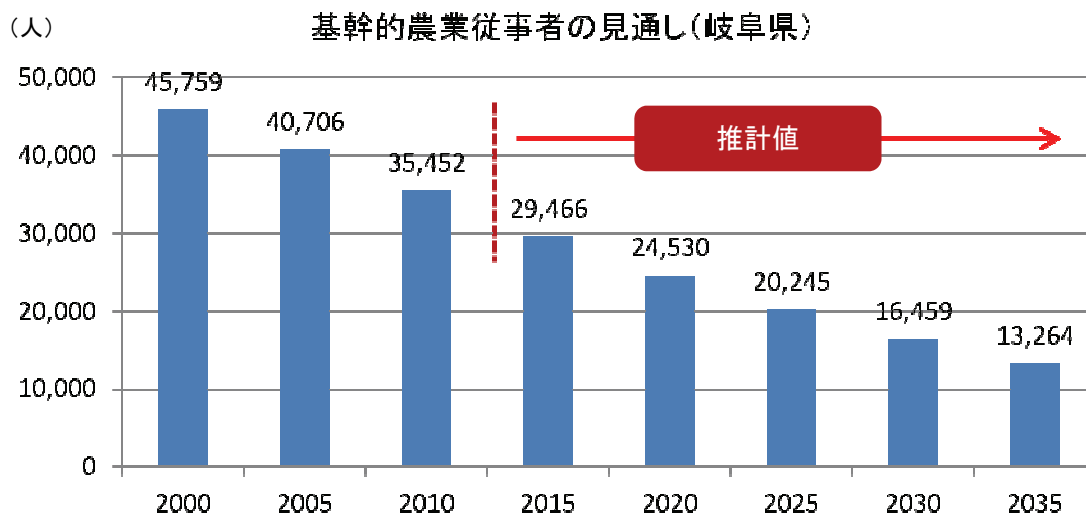
色塗り H18の農林統計地域区分において市町村単位で中間・山間農業地域に分類されていた市町村

色塗り H19以降の農林統計地域区分において旧市町村単位で中間・山間農業地域に分類された地域を有する市町村

国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」をもとに岐阜県農政部作成

(4) 農業労働力の減少

＜基幹的農業従事者の見通し(岐阜県将来構想研究会推計)＞
 基幹的農業従事者について、2035年には1万3千人(減少率は63%)
 にまで減少することが推計されている。



農林業センサス。推計値は岐阜県の将来構想研究会による推計

II 中山間地域における集落営農の推進方向

1 集落営農推進の必要性

地域農業の課題

- ◆ 農業労働力の減少と高齢化
- ◆ 高い生産コスト
⇒ 小規模経営では恒常的な赤字経営
- ◆ 米価の低迷
- ◆ 担い手不足と農地集積の立ち遅れ
- ◆ 耕作放棄地の増加
- ◆ 鳥獣被害の増加

- ・ 地域農業を支える昭和ひと桁世代のリタイア
- ・ 更なる人口減少

- ◆ 耕作放棄地の更なる増大
- ◆ 不在地主の増加
⇒ 相続分散により農地利用の調整が困難
- ◆ 営農環境の悪化
⇒ 更なる離農を加速

集落農業の衰退

農村環境や集落コミュニティの維持にも影響

中山間地域農業を未来につなぐ生産体制づくりは緊急課題

人口減少社会に打ち勝つ

- 営農環境が厳しく、更なる人口減少の進行が予想される中山間地域では、個人経営(家族経営)で将来にわたり地域農業を維持することは困難な情勢
⇒ 農家跡継が継承する農業構造は続かない
- 大規模な個別農家であっても、地域の協力がなければ営農継続は困難
⇒ 生産コストの削減にも限界がある中山間地域では、畦畔管理や水管理も含め地域の協力が必要
⇒ 大規模経営農家の農業継続が困難となれば、集落農地は一気に荒廃

「集落の絆」で地域を守る「集落営農の推進」

専門農家、兼業農家(集落内後継者、UJIターンによる定年帰農者、移住・定住者)、女性、高齢化など多様な担い手人材が支える体制づくり

新たな組織化のみならず、既存の集落営農組織であっても、更なる人口減少が想定される中で、経営改善(広域化、多角化など)を進める必要あり

2 集落営農の推進方向

(1) 集落営農とは

こうした「集落営農」を行う組織が「集落営農組織」

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農地の保全と地域農業の維持・発展を図ることを目的に農業生産活動に関する共同化や役割分担を行う合理的で効率的な営農システム。

「集落営農」の定義は、農林水産統計上の定義（農業機械の共同化や栽培協定等は含まれない）や各種支援制度上の定義（共同販売経理等）など様々あるが、「集落営農」の目的に着目し推進することが重要。

わかりやすい言葉
で言い換えると

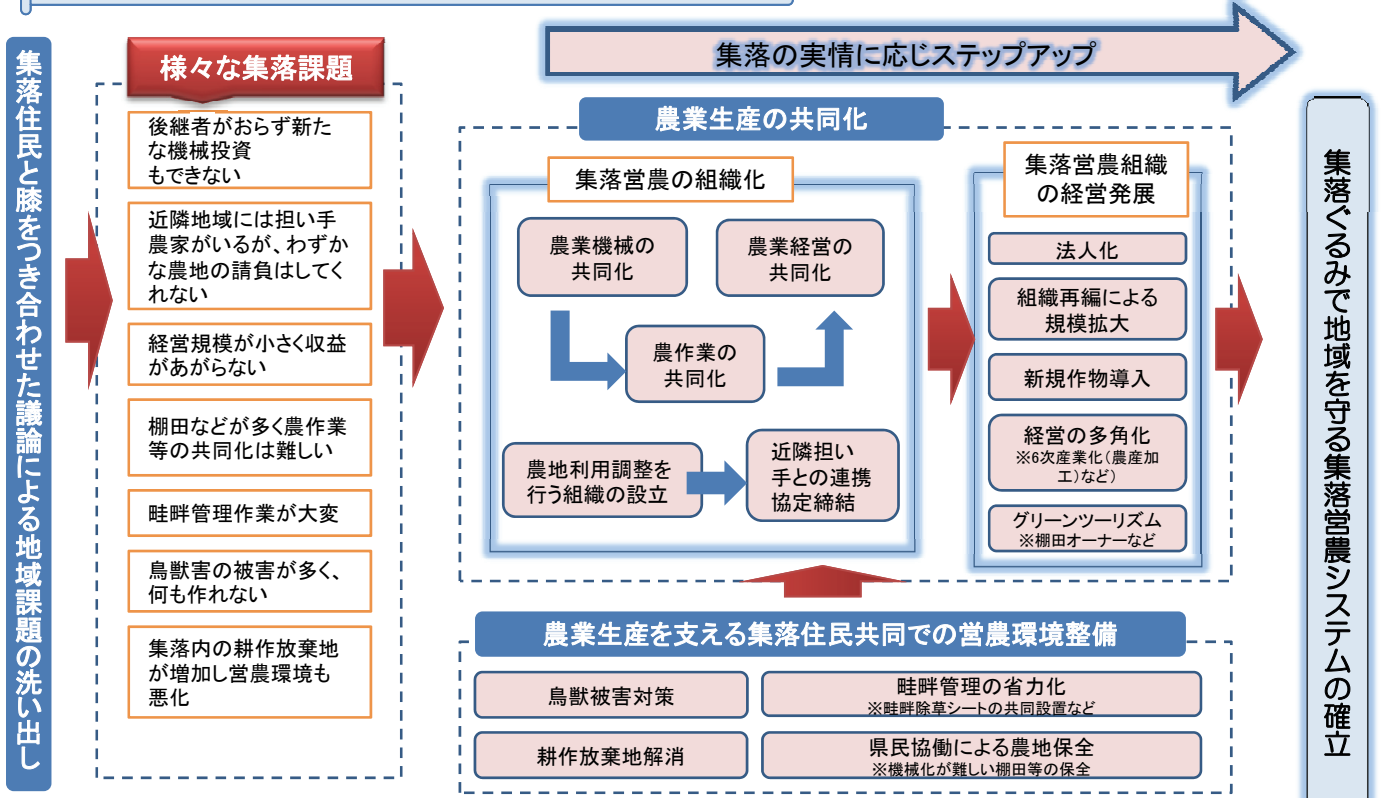
集落みんなの知恵と力で、農家も集落もみんなが良くなる農業を進め、地域の農地と農村のくらしを未来につなげる取り組み

(2) 集落営農の推進方向

- 集落の営農環境や人材、農家の意向も様々であることから、まずは集落合意が得られる取り組みから実践することとし、その実践のために必要な組織化を進める視点が大切。
 - 中山間地域の集落課題は、鳥獣被害や耕作放棄地の増加など様々。
 - 共同意識を高めるうえで、「鳥獣被害防止柵」の集落共同設置からスタートすることも一つの方策
- 「集落営農」の取り組みがスタートすれば、さらなる効率化を目指した取り組みのステップアップを推進。

地域の実情に応じた集落営農の組織化とステップアップ

中山間地域における「集落営農」の推進イメージ

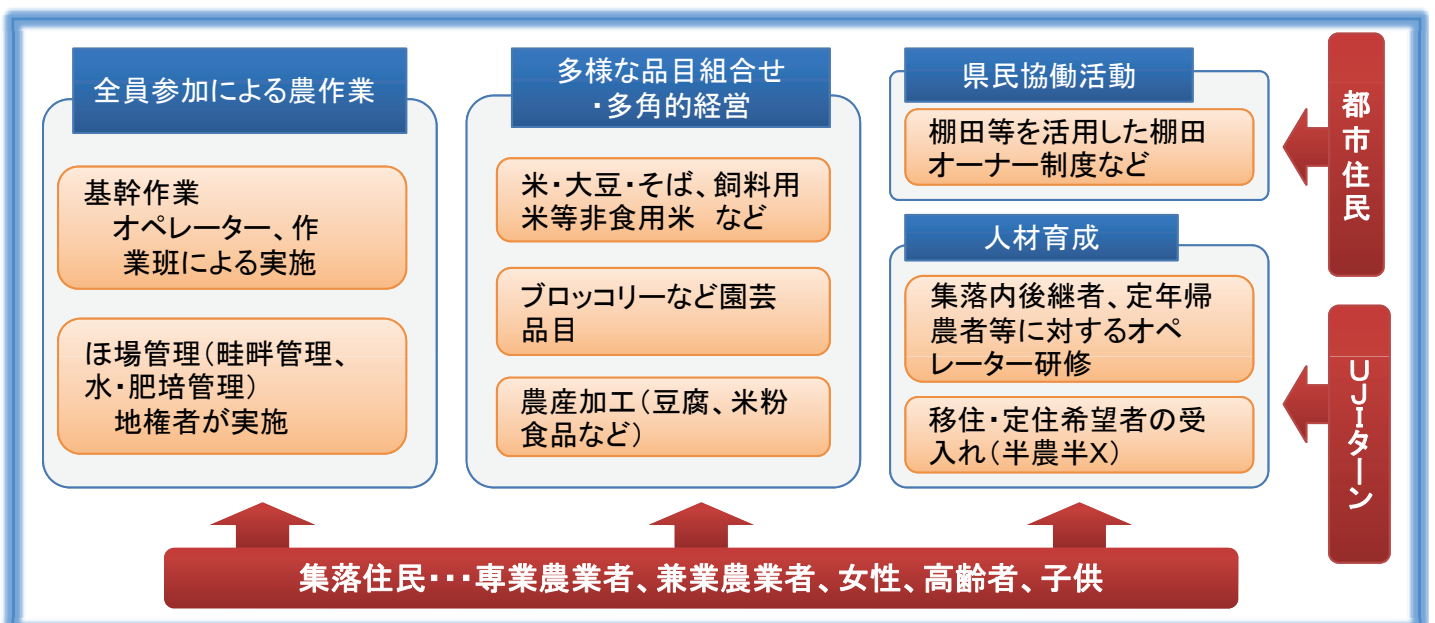


目指すべき集落営農の姿(最終目標)

- 集落全員参加による集落営農
役割分担に基づく農作業
- 多様な品目、多角的な経営の展開
⇒多様な品目生産等による経営の安定化
- 後継者人材の育成実施
⇒オペレーター人材の確保、定住者の確保
- 県民協働による農地保全活動の実施

集落営農組織形態としては

- ◆集落ぐるみの協業経営型
- ◆2階建て集落営農システム



Ⅲ 集落営農の体制づくり

1 集落営農のメリット

集落営農は個別経営では対応できない場合（又は対応できなく場合に備えて）、集落を単位とした複数の農家が集まって、機械の共同利用、作業の共同化等により経営の効率化を図る取組であり、以下のようなメリットがある

項目	個別経営の課題	集落営農取組のメリット
農地の面的利用 集積	個別経営での経営規模の拡大は、農地が分散・点在する傾向にあり、面的に集積しにくい。	地縁的にまとまりのある一定の範囲の農地を面としてまとめて有効利用が可能。
経費の節減	過剰な機械装備、狭小な農地利用によるコスト負担が大きい。	機械の共同利用、集落営農の法人化を進める等することで、コスト負担が大幅に削減。
地域内の農地の 保全・管理	個別経営に集積されない農地は将来、耕作放棄地化するおそれがある等、農地の保全・管理上課題がある。	集落営農の取組は、地域の農地を面として管理していく手法であり、耕作放棄地を出さずに地域の農地を保全・管理していくことが可能。
担い手の確保	高齢化、後継者不足により、集落の農業の担い手確保が難しい。	複数の担い手、共同作業等により、集落の機能の維持・継続が可能。

2 集落営農組織の分類

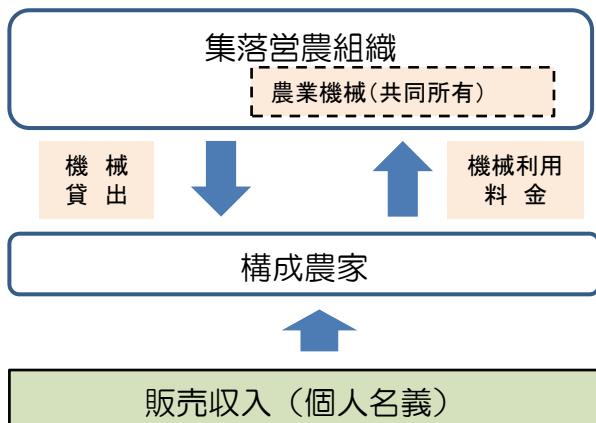
農業生産活動に関する共同化等を図る組織が「集落営農組織」となる。

集落営農組織の形態は様々あるが、基本的な分類としては、

- ①共同利用型、②作業受託型（オペレーター型）、③協業経営型（集落ぐるみ型）、④担い手委託型、⑤2階建て集落営農システム型 となる。

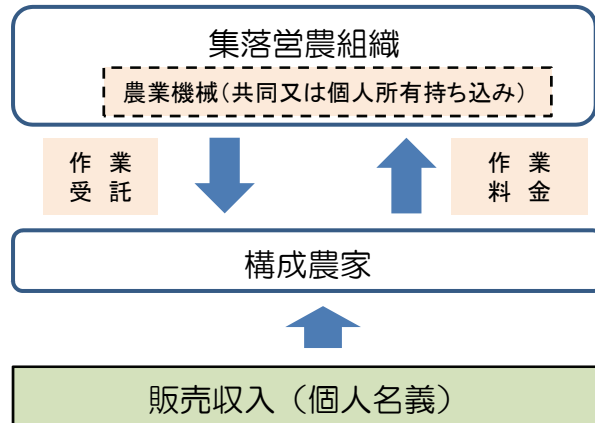
①共同利用型

集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみの営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同利用する形態。



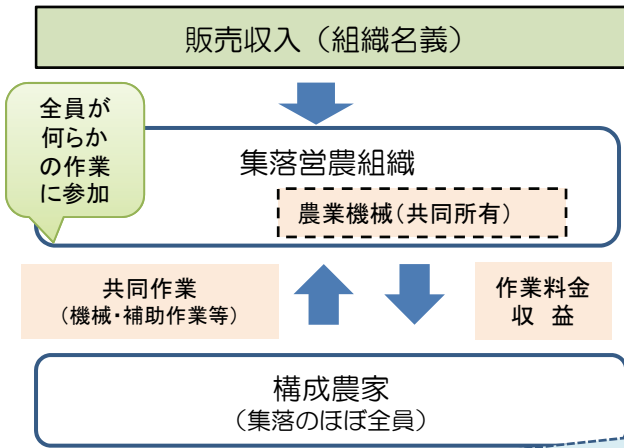
②作業受託型（オペレーター型）

集落で農業用機械を共同所有（又は個人所有機械の持ち込み）し、特定のオペレーターが集落営農に参加する農家から基幹作業を受託し農作業を実施する形態。



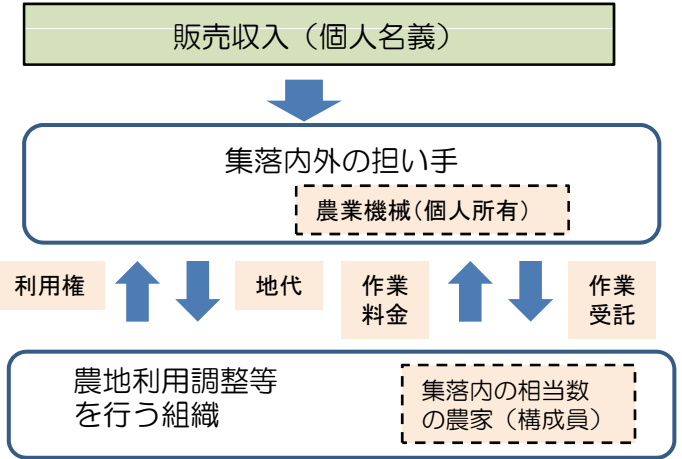
③協業経営型(集落ぐるみ型)

集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営する形態。(機械利用や農作業だけでなく、農産物の販売・出荷も一元的に実施)



④担い手委託型

集落ぐるみの農地の利用調整活動と合意により、集落内外の担い手に農地の集積、農作業の委託等を行う形態。



【農用地利用改善団体】

農業経営基盤強化法(以下、「基盤強化法」)第23条に基づく農用地利用調整等を行う組織

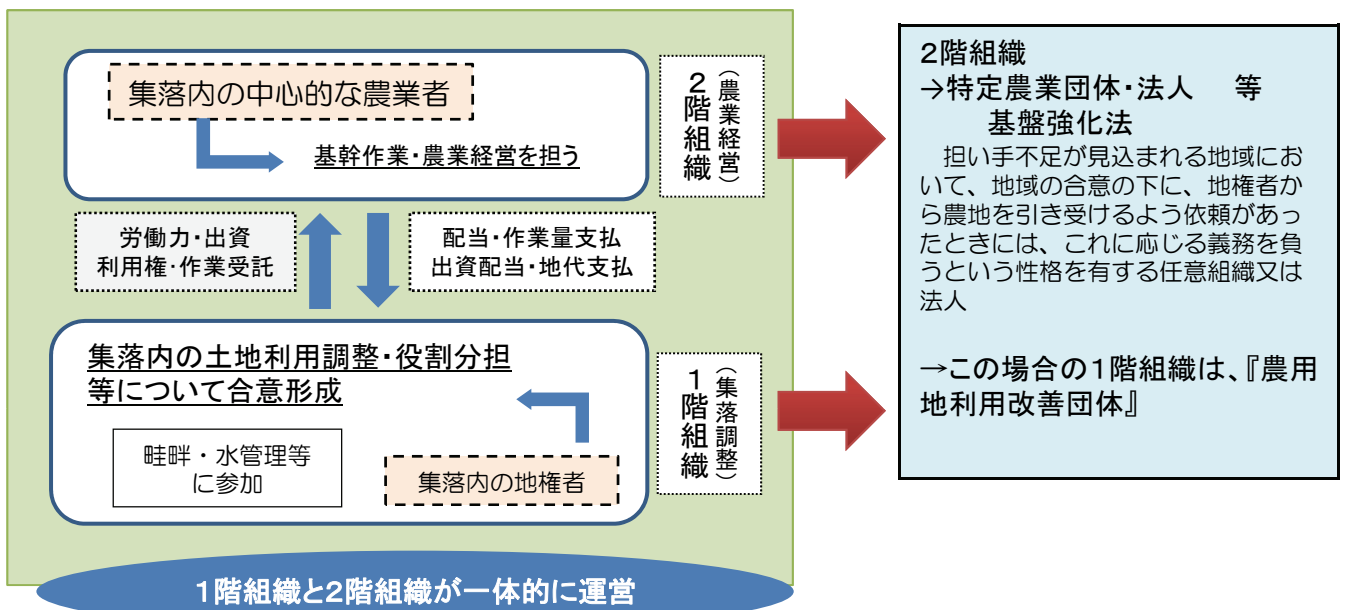
集落等の地縁的なまとまりのある区域において、農用地の総合的な利用を図るため、関係権利者が集まって、団地化、担い手への農地集積等の農用地の利用関係の改善等を実施。

※市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(以下、「基本構想」)に基づく基準に適合する区域であること、地区内の農用地の地権者等の2/3以上が構成員となること 等別途要件がある。

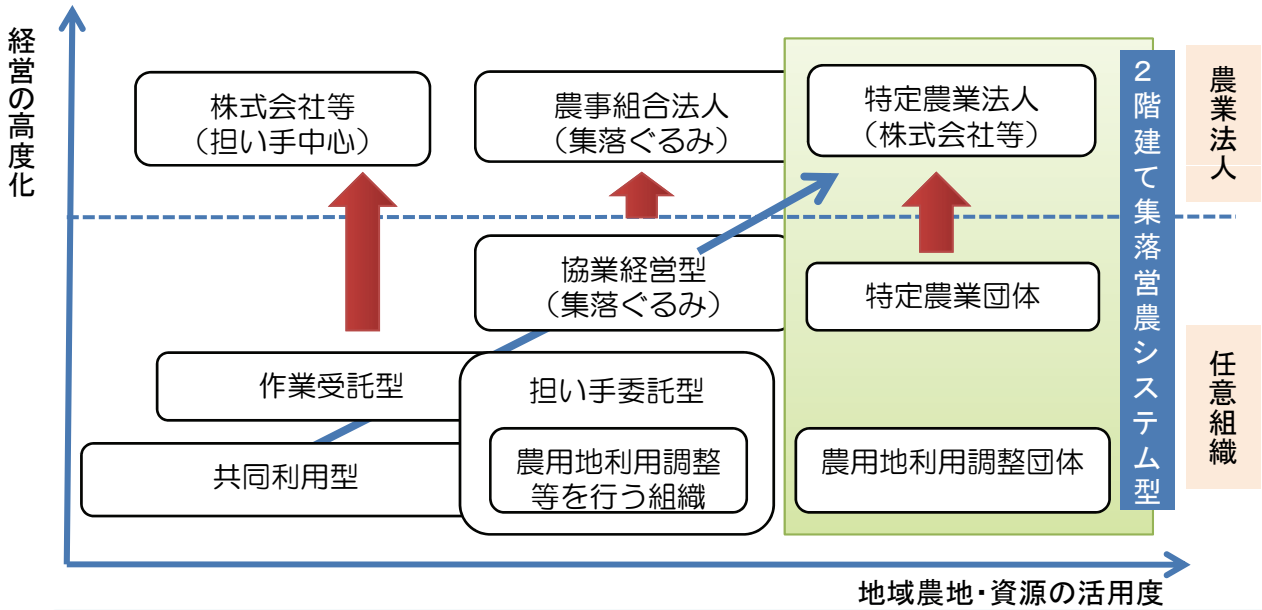
→市町村に農用地利用集積計画を作成するように申し出ることが可能等のメリットもあり。

⑤2階建て集落営農システム型

農地・農道等の共同管理や農地の利用調整等を行う『集落営農(調整)』の役割と、作業(基幹)、農業経営を行う役割を分離したうえで、それぞれの役割を担う組織を設立し集落の『地権者』と『中心となる農業者』が一定となって農業生産活動を行う営農システム



経営の高度化、地域資源の活用度からみた集落営農の分類



中山間地域においては、集落实態に応じ合意が得られる組織形態からスタートし、地域農地・資源の活用度や経営高度化を図る方向でステップアップを推進していくことが大切。
 ⇒集落ぐるみ(集落全員参加)で効率的かつ安定的な経営を行う組織形態へのステップアップ

3 経営所得安定対策等における集落営農組織の要件

集落営農組織の経営安定を図るためには、経営所得安定対策等の制度活用を積極的に図ることが有効。

- ⇒転作作物(大豆、飼料米等)の生産のためには対策加入が前提
- ⇒米の直接支払交付金についても10a控除特例によりメリット大

水田・畑作経営所得安定対策における要件

- 一定の要件を満たす集落営農が対象
 - ・農用地利用集積目標
 - ・法人化計画
 - ・共同販売経理
 - ・規約を有すること
- +
- 一定の経営規模の集落営農が対象
 - ・20ha以上 ※特例あり

経営所得安定対策(旧戸別所得補償制度)における要件

- ・共同販売経理の実施
- ・規約を有すること
 - ※その他組織名での農業共済加入要件(10a控除特例)あり

水田・畑作経営所得安定対策の集落営農要件から大幅に要件緩和されている。

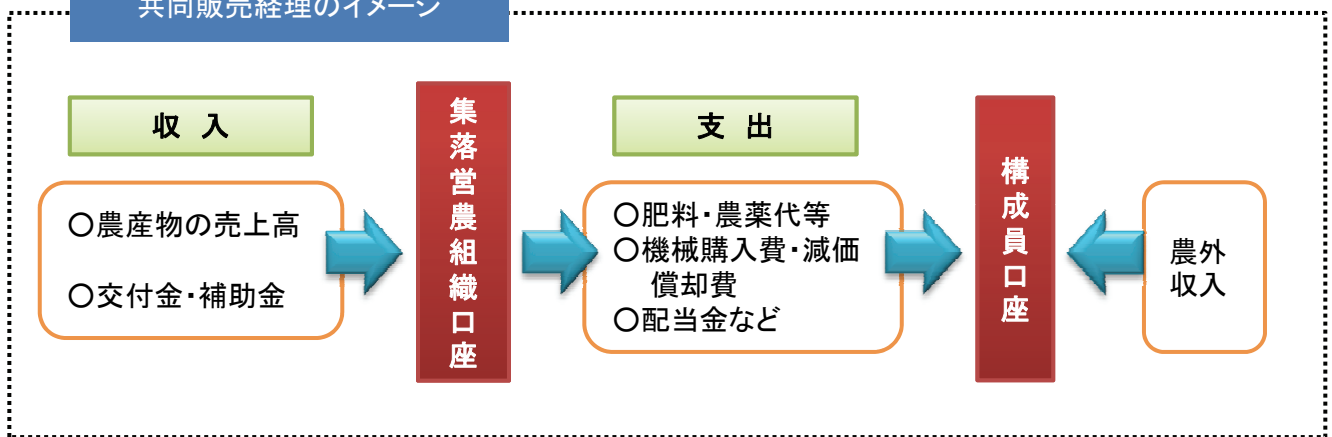
<規約>

目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などが定められていることが必要

<共同販売経理>

集落営農の収入と支出を管理するための組織(代表者)名義の口座を開設して、組織で販売した農産物代金や交付金が振り込まれ、組織で購入した資材費や労賃、配当などが支出されていること

共同販売経理のイメージ



10a控除の特例(米の直接支払交付金)

組織加入することで大きなメリット

共済資格団体として水稻共済に加入してれば、組織として10a控除の適用を受けることができる。このためには、集落営農の規約において、共済掛け金の分担及び共済金の配分方法について規定することが必要。

規定例

(費用分担及び利益配分)

- 第〇条 この組合の事業に係る費用(共済掛金を含む。)は、組合員が共同で負担するものとする。
- 2 この組合の事業に係る利益(共済金を含む。)は、すべての組合員に対して配分するものとする。

既存の集落営農(任意組織)を経営所得安定対策の対象にするためには？

共同利用型	組織名義で販売を行うことができないため対象となれない。
作業受託型	作業受託の方式を、経営面積に算入することができる農作業受委託契約(いわゆる特定農作業受託)に基づく方式へ見直しを行ったうえで、組織名義で農産物を販売を行い、共同販売経理を行うことで対象となる。
協業経営型 (集落ぐるみ)	もともと組織名義で販売し、共同販売経理を行っているため対象となる。

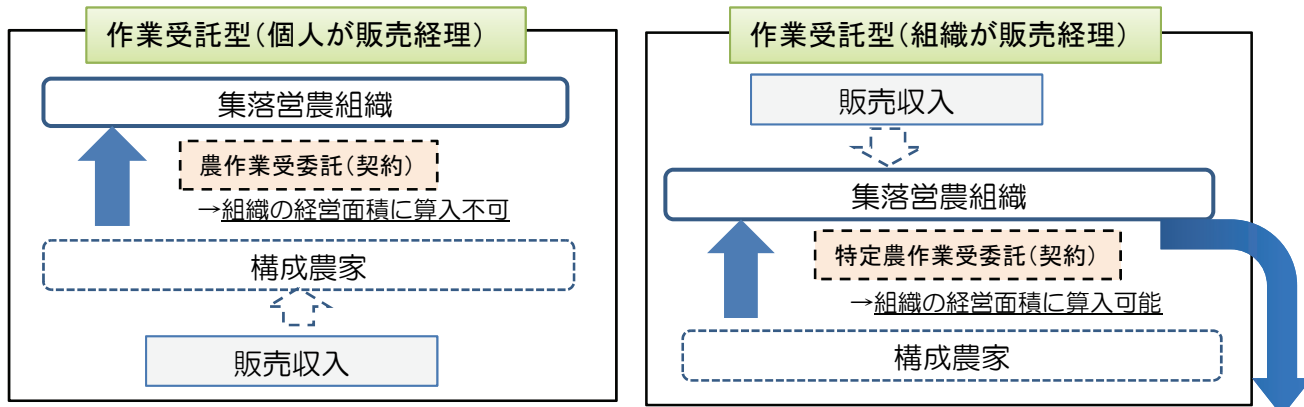
※集落営農の本質は集落全体で話し合い、集落の実情にあった組織化を図ることであり、上記対策の要件を満たすための組織化検討には留意が必要。

4 集落営農における農地の利用集積

集落営農の農地の利用集積方法は、大きく2パターンに分別される。

- ・集落営農(任意組織、法人)が構成員等の農地を自ら集積するパターン
- ・集落営農が利用調整した農地を担い手へ集積するパターン

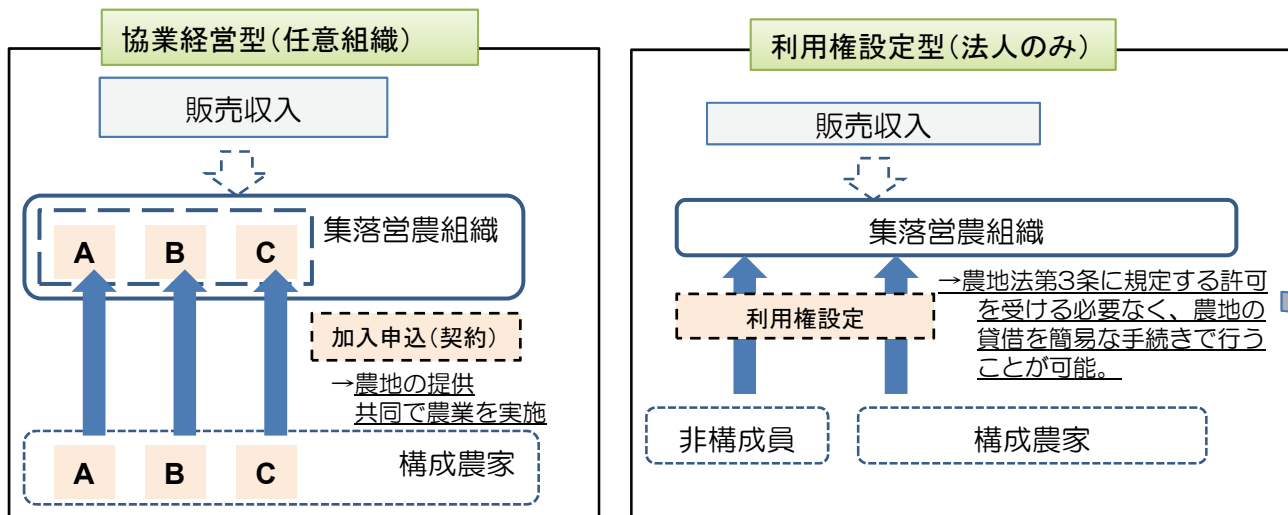
集落営農が構成員等の農地を集積するパターン①



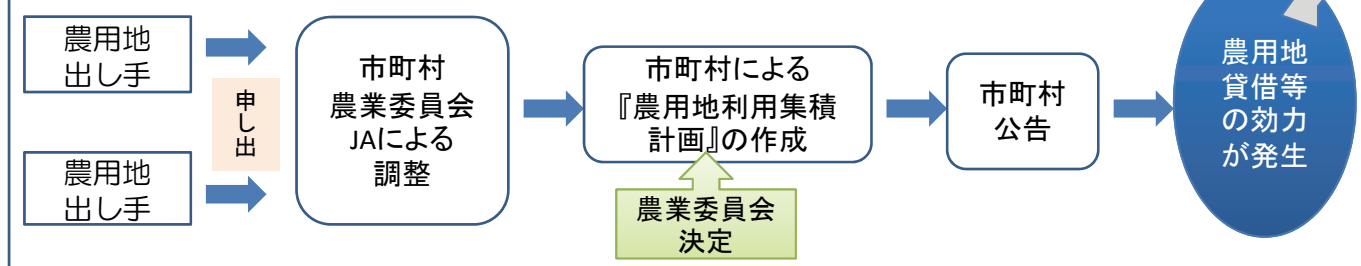
特定農作業受委託(契約)とは、経営面積に算入できる農作業受委託契約であり、以下の事項を約したものに限る。(根拠:農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則)

- ・受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと
- ・その生産した農産物を当該受託者名義をもって販売すること
- ・その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

集落営農が構成員等の農地を集積するパターン②

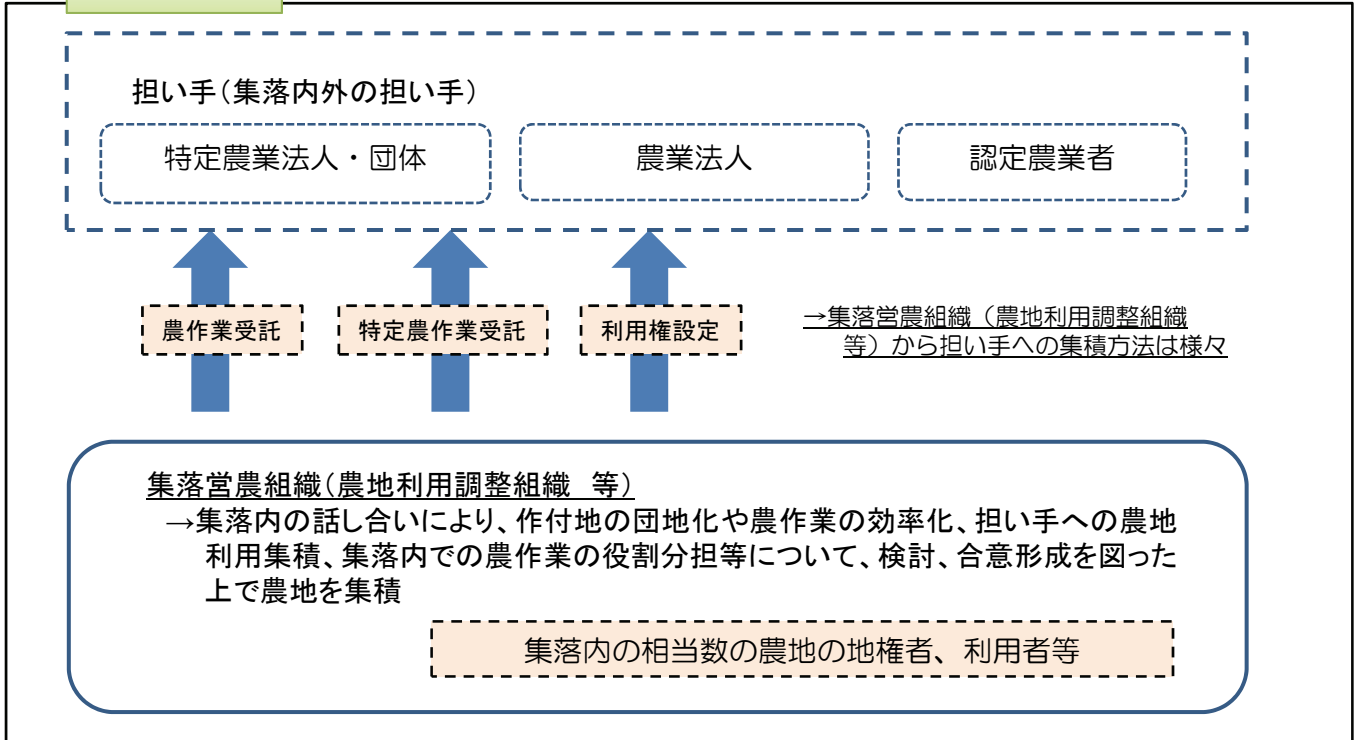


<利用権設定等促進事業(基盤強化法第13条)の手続き>



集落営農が利用調整した農地を担い手へ集積するパターン

担い手委託型



以下の集落においては、農地利用調整組織等の組織化が有効。

- 集落内にオペレーター等がない、今後不足することが見込まれる集落
- 担い手への農地の面的集積が停滞している集落



©岐阜県

5 集落営農の組織化推進手順

(1) 地域(集落)の話し合いの場の設置

- 集落営農の話し合いを行う検討組織を設置する。
- 検討組織のメンバーは、集落の代表者（農事改良組合長、自治会長など）や集落内の中心的な農業者、若手のリーダー、女性など。
- 集落営農の取りまとめ役等としてのリーダー役やサポート役等を決めておく。
- 関係機関は、話し合い活動のサポート役として検討組織に参画する。

▶ 県事業(集落営農システム確立サポート事業)では、集落の組織として、「集落営農システム確立検討委員会」を設置することとしている。

▶ また、サポート役として県・市町村・農協等の職員で構成する「集落営農組織化支援チーム」を編成し、検討委員会に参画することとしている。

(2) 地域(集落)の農業の現況、課題の把握

- 集落住民からのアンケート調査を実施する。
⇒ アンケート調査は、世帯主のみならず、農家跡継ぎ（集落外在住者含む）も含め幅広く実施することが大切
- アンケート調査結果を踏まえ、集落農業の現況や課題、集落住民の将来に向けた意向・ニーズ等を整理する。

【整理する事項】

- ・ 地域の農地の利用、農作業受委託の状況と5年後、10年後の予想
- ・ 農業機械・施設の保有状況
- ・ 個別の営農の意向、後継者の状況 等

(3) 集落ビジョンの検討(検討委員会)

- 地域内の課題を整理した上で、地域農業の将来像(集落ビジョン)を検討する。

⇒集落の将来の姿(高齢化、耕作放棄地、後継者・・・)を話しあい、集落営農の必要性を十分に議論することが大切

⇒また、「まずはここから始めよう」というスタンスで、実行可能なビジョンを練り上げることも大切

【集落ビジョンを策定する上での重要項目】

- 将来的な集落営農の目標・発展方向(5年後、10年後)
- 地域を目指す基本的な集落営農(組織)の形態
→共同利用型、農作業受託型、集落ぐるみ型・・・なのか?
- 集落内農地の管理方法(役割分担)
- 農業機械・施設の管理方法
- 集落営農(組織)の経営試算
- 集落営農(組織化)に向けた行動計画



地域の問題解決・集落ビジョンの策定のために必要となるプロジェクト活動(先進地視察、新規作物の試作、畦畔シート試験設置など)も実施

- 集落ビジョンの検討・合意形成過程で、KJ法を活用することも有効。

<KJ法とは>

参加者がカードに様々な意見、アイデアを書き込み、それらのカードの中から、内容がよく似ているもの同士を集めて(グループ化)、関連するものをつなぎ合わせて整理し、統合する手法

(4) 集落ビジョンの合意形成(集落全体)

- 検討委員会等が中心となり策定した地域の『集落ビジョン』に基づいて、地域で話し合いの場を持ち、できるだけ多くの方に集落営農のしくみや運営方法等について理解をしてもらう。

【話し合いのポイント】

- ・集落全員の合意が理想であるものの、各自の営農状況や意見も異なる中で、現実的には難しいケースが多い。
- ・出来る限り多くの賛同が得られる「地域の優先度が高い取組」を決め、できることから集落営農をスタートさせることがベター。(例えば機械の共同利用、鳥獣被害防護柵の共同設置など)
- ・また、機運を高めるための先進事例調査を実施することも有効。
⇒集落ビジョンにあった事例調査を行うことが重要。



地域内の合意形成へ

(5) 集落営農組織設立準備委員会の設置

- 集落営農（組織化）に賛同する農家等を集めて『集落営農組織設立準備委員会』を設置する。
⇒この段階での同意しなかった農家等には、設立準備と並行して、膝を交えて再度賛同を進めていく
- 集落営農組織設立準備会において、集落ビジョンに基づいて集落全体で話し合った内容を具体化していく。
⇒集落営農を運営していくためのルール（事業内容、経営計画、組織体制・役割分担、利益の分配方法等）について検討を行い、規約を作成

(6) 集落営農組織の設立

- 集落営農組織の設立総会を開催する。



IV 集落営農の法人化

1 法人化のメリット・デメリット

「広辞苑」によれば、法人とは、「自然人ではなくて権利の主体たるもの」と定義されている。つまり、自然人以外で社会的活動をしている団体に、法律によって自然人と同じ権利能力が与えられたものを「法人」という。

→法人化は「権利(メリット)」と「義務(デメリット)」を背負うこととなる。

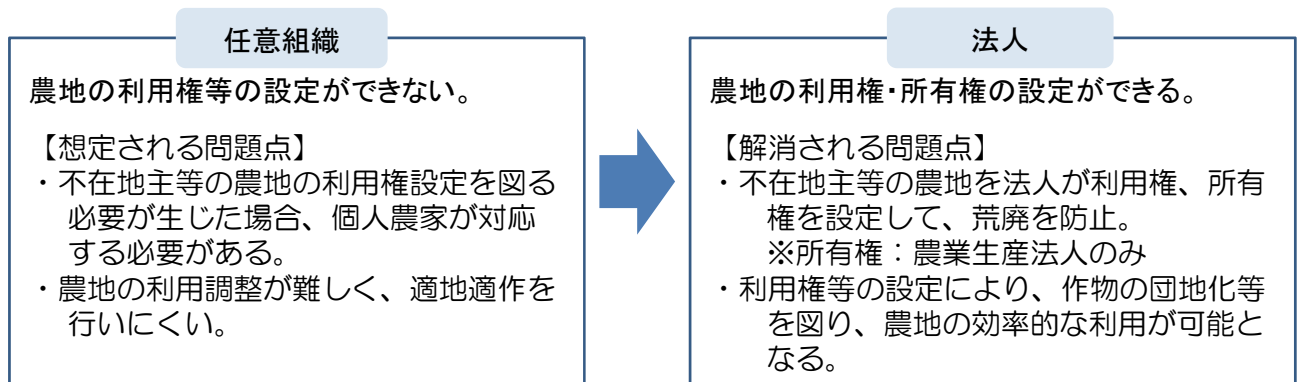
<法人化のメリット・デメリット(経営・運営面)>

項目	メリット	デメリット
経営管理	・複式簿記の記帳により経営内容の明確に把握が可能	・複式簿記の作成、会計処理、法人税申告書作成等に労力とコストが発生
対外的・社会的信用力	・対外信用力の向上 ・金融機関、利用権設定の円滑化	—
人材の確保	・新規就農者の受け皿 ・幅広い人材確保	—
経営戦略	・生産コストの低減や効率的な土地利用 ・経営の多角化が図られやすい	—
機械施設の保有・整備	・農業機械・施設を法人として保有し、施設整備等に必要な資金を内部留保が可能	
設立・解散	—	・法人の設立には費用が発生 ・法人の解散(精算等)には時間と費用がかかる

<法人化のメリット・デメリット(各種制度上)>

項目	メリット	デメリット
社会保険制度	・社会保険、労働保険に加入が可能となり、雇用者の身分保障による経営基盤の確立	・各種保険等の掛け金の負担増 ・就業条件を生かすための、計画的な労務管理が必要
税制	○法人税制の適用 ・従業員の賃金、役員報酬が損金扱い ・赤字決算の欠損金が9年間繰越控除等 ○税制特例 ・農業経営基盤強化準備金制度の活用 →施設機械等のための内部留保が可能 ○農事組合法人特例措置 ・従事分量配当、利用分量配当の損金繰入 ・事業税(地方税)は非課税 農業生産法人 ・法人設立登記など登録免許税が免除	・所得に対して法人税制の課税 ・県民税、市町村民税の納税義務が生じる。 均等割は赤字でも負担
制度資金	貸付枠の拡大	—
農地権利取得	法人として農地の権利取得が可能 →農業生産法人は組織として農地の権利取得 (所有権等)が可能。	—

<農地の権利取得ができるメリットについて>

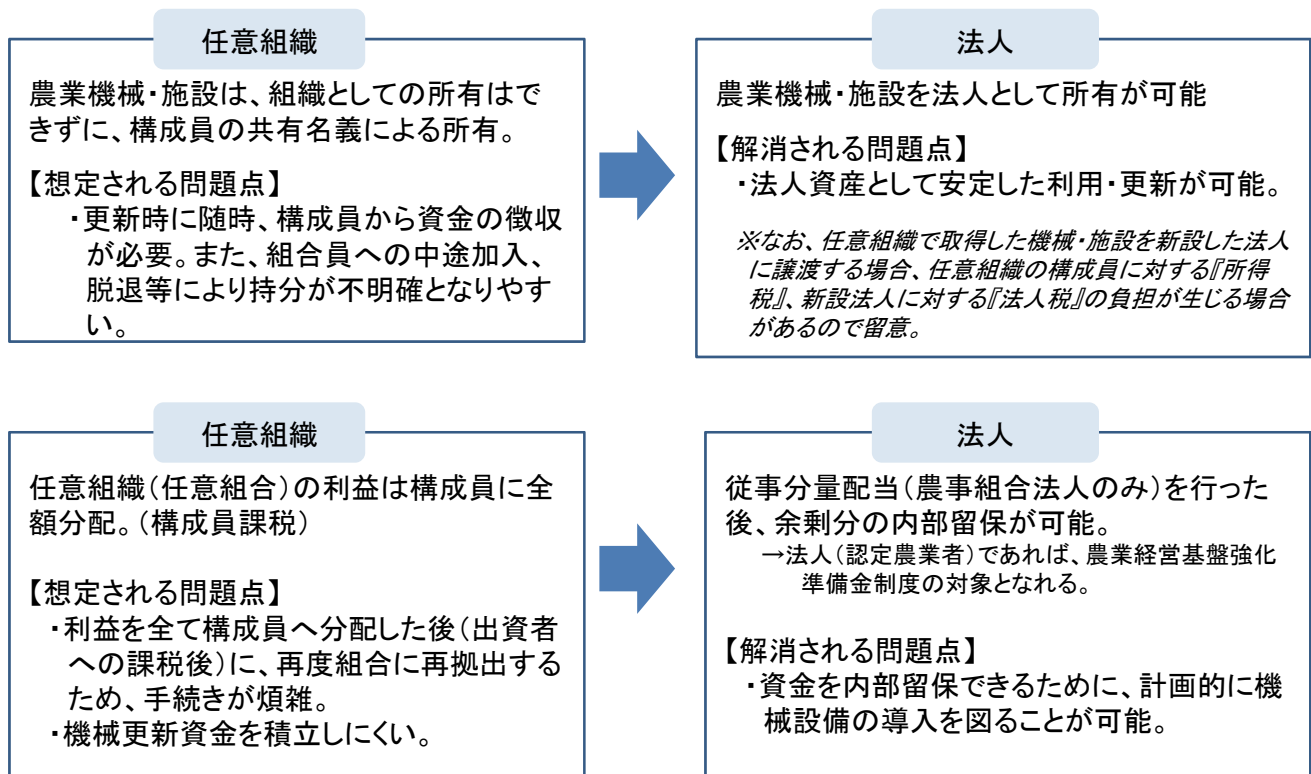


<農業生産法人について>

- ・農地法第2条第3項によって規定。
- ・農地等の『所有権』を取得するためには、農業生産法人であることが必須。
→利用権設定を行う場合は、農業生産法人以外でも可能。(解除条件付き農地の貸借)
- ・『法人形態要件』『事業要件』『構成員要件』『業務執行役員要件』を満たす必要あり。

※農業生産法人の設立は、あくまでも農地の権利を取得するための要件の1つであって農業生産法人の設立手続きが、単独で法定されているわけではない。

<機械等の保有・整備ができるメリットについて>



<農業経営基盤強化準備金の活用について>

農業者が経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、法人(個人)は損金(必要経費)に算入できる。

◆対象者

認定農業者(個人、農業生産法人)、特定農業法人

◆ポイント

将来の投資に備えた資金を法人の経費として、つまり税負担なしに法人の資金としてためることができるとともに、計画的な機械更新が可能となる。

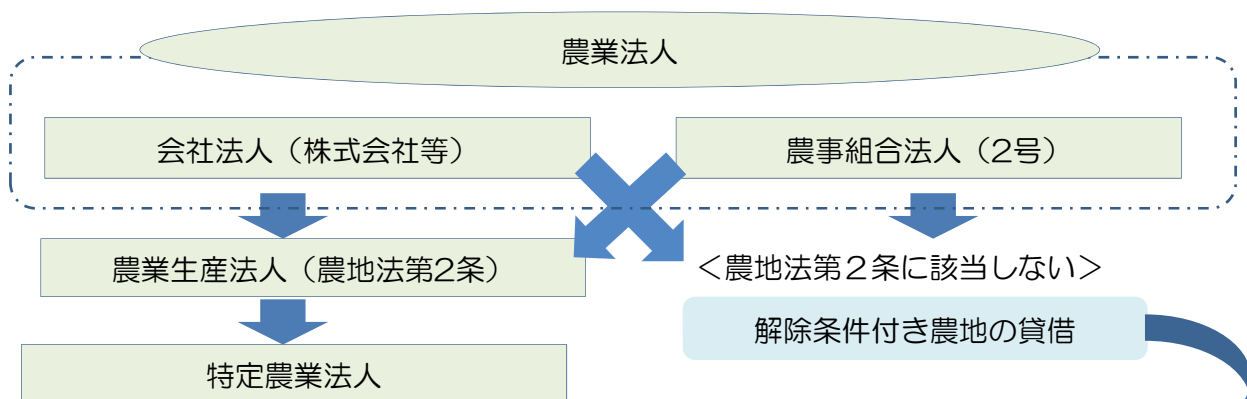
※5年以内に積み立てた準備金を取り崩して機械設備の取得をしなかった場合は、6年目に課税対象となる等について留意。

<認定農業者制度とは>

- 基盤強化法に基づき、市町村が基本構想を策定し、この中で効率的・安定的な農業経営の基本的な指標を定める。
- 自らの経営発展を目指す農業経営者が農業経営改善計画(5年後の経営目標)を作成し市町村の認定を受ける。
- 認定を受けた農業経営者の計画達成に向けて関係機関が農地の集積や低利資金の融資、経営相談等の支援措置を講じていくという制度
→支援の1つとして『農業経営基盤強化準備金』が措置されている。

2 農業法人の分類

農業を営む事業主体となっている法人の総称を農業法人といい、法人形態は大きく分けて「農事組合法人」と「会社法人」に分類される。集落営農の農業法人(法人として農業経営・農地集積)は、以下のパターンが想定。



<解除条件付き農地の貸借について>

平成21年12月の農地法の改正により、農業生産法人以外の法人についても以下の要件を満たす場合、農地の貸借が可能となった。→所有権移転は不可。

- 解除条件付きの貸借であること。
- 地域の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれること。
- 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事すること。

3 農業法人の形態別比較

農業法人の形態によって、以下のような様々な特徴があるため、法人化を検討する際には地域の実情を踏まえて選択していく必要がある。

区分	株式会社	農事組合法人	(参考)農業生産法人
根拠法	会社法	農業協同組合法	農地法
法人の性格	①営利追求が主目的 ②株主数に制限がなく、定款変更等も比較的容易機動的な経営が可能 ③出資金額を限度とする有限責任	①協業を図ることにより組合員の共同利益の増進が主目的 ②議決権が1人1票制であり、集落営農(任意組織)の議決と同様の方法であるため、集落ぐるみ型で採用しやすい	農地法上の規制を受ける農業法人 農業生産法人になるためには、株式会社(株式譲渡制限のみ)、持分会社、農事組合法人である必要がある。→【法人形態要件】
事業	事業一般 (特段定めなし)	農業及び農業関連事業に限定 ・共同利用施設の設置、農作業の共同化 ・農業経営 ・関連、付帯事業	主たる事業が農業 (関連事業を含む) 売上高の過半を占める必要がある。 →【事業要件】
構成員	制限なし(1人以上)	農民等(3人以上)	①農地の権利を提供している個人、法人の農業の常時従事者、農協、地方公共団体、農作業の委託を行っている個人等 ②法人と継続的取引関係にある者等 →【構成員要件】
議決権	原則、1株1票制による株主総会の議決 定款に別段の定め可	1人1票制による総会の議決 各組合員の出資口数には関係しない。	—
資本金	制限なし	制限なし	—
役員	①取締役3人以上(必須・株主外も可) 株式譲渡制限会社には3人以上との定めなし ②監査役(任意・株主外も可)	①理事(必須機関) 資格:組合員(農民に限る) ②監事(任意機関) 資格:組合員以外も可	①法人の農業の常時従事者の個人役員全体の過半 ②法人の農作業に従事する役員(①の過半) →【役員要件】
雇用労働力	制限なし	組合員(同一世帯の家族を含む)外の常時従業者が常時従業者総数の2/3以下	—
労働報酬・所得	法人からの給与は兼業農家の場合『従たる給与』として確定申告が必要となるため、構成員からの理解が必要となる。	剰余金処分:従事分量配当が可能 税務上、『農業所得』となり組合員の多くが兼業農家の場合は、採用されやすい。	—

4 法人化の推進手順

集落営農の法人化を進める上でも、『集落営農の推進手順』と同様、まずは集落内で話し合いの場を設けて、現状の課題把握を行った後、集落ビジョンの策定・法人化への合意形成を経て、法人化の設立に向けた話を進めていくというのが基本的な流れとなる。
※農事組合法人にて具体的な手順について説明。

(前提) 地域(集落)内で法人化に向けた合意形成

【Ⅲ 集落営農の体制づくり】－【5 集落営農組織化推進手順】の(1)～(4)を参照

(1) 法人設立準備委員会の設置

【法人設立に向けた準備段階】

- 地域内のリーダー等を中心に、新たに設立する法人の事業計画、営農計画等の具体的な内容の検討を行う。

【法人化準備委員会で検討すべき事項】

→事業目論見書、定款、規約等の作成

- 全般的な内容
 - 法人の名称、法人の設立時期
- 事業内容
 - ・事業区域(法人の事業範囲、区域内外の集積、作業受託 等)
 - ・農業経営(栽培品目、販売先、資本装備 等)
- 業務執行体制
 - ・役員・部門体制(理事、部門制 等)
 - ・役割分担(経理担当、オペレーター、水・畦畔管理 等)
- 運営経費
 - ・出資金の単価と算定方法(面積割or定額等)
 - ・労賃単価(オペレーター、水・畦畔管理 等)
- 個人所有農業機械の取扱
 - ・法人利用or処分等
- その他
 - ・員外の農地を預かる場合、作業受託をする場合の取扱
 - ・縁故米、自家保有米の取扱(組合員への販売 等)

上記の検討内容が固まり次第、地域(全体)の農家へフィードバックし、理解を深めていく。

(2) 発起人会の設置

- 3人以上の発起人を決めて、発起人会において、法人設立準備委員会で検討し、地域全体にてフィードバックした内容に基づき、定款作成、事業計画書（事業目論見書）作成等の事務を行う。

【事業目論見書の作成】

5ヵ年程度を見据えた法人の運営計画。

→設立する法人の設立趣旨（事業方針）、組織の内容（地区、組合員）事業内容、資本金計画、経営収支計画 等

【定款の作成】

定款とは法人の目的・組織並びにその業務執行に関する基本規則。

→農事組合法人の場合は、農林水産省の農事組合法人定款例を参考に定款（案）を作成。

【設立同意のとりまとめ】

事業目論見書、定款（案）を作成した段階で、地域の農家等を集めて法人説明会を開催するなどして、組合員になろうとするものから『設立同意書』をとりまとめを行う。

(3) 法人の設立総会の開催

- 設立総会において、定款の承認、事業計画の承認、役員（理事・幹事）の選任などを決議する。
 - 通常、当初の役員には発起人が就任するケースが多い。
 - ※発起人から理事に設立事務の引渡し

(4) 出資金の払込み

- 組合員になろうとする者から出資金を定款で定めた方法（通常は全額一時払込み）にて払込みを受ける。
- その後払込みのあった組合員に対して出資金領収書を発行
 - 出資払込みがあった日から2週間以内に登記申請をしなければならないので留意。

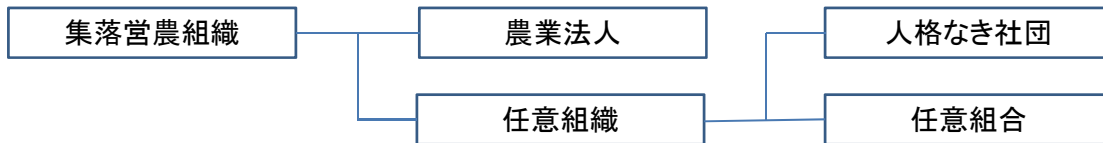
(5) 法人の設立登記（法人の成立）

- 法務局に設立登記申請書を提出、受理して登記が完了すれば法人（農事組合法人）の成立。
 - 法人の成立後に、諸官庁への届け出等手続き。

V 集落営農の経理・税務等の基礎知識

1 法人と任意組織の税務上等の取扱いの違い

(1) 集落営農組織の形態



(2) 人格なき社団とは

＜法人税基本通達における定義＞

多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うもの。

＜最高裁判例における定義＞

①共同の目的のために結集した人的結合体であって、②団体としての組織を備え、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定しているもの

(3) 各形態の課税

区分	農業法人	人格なき社団	任意組合
課税の基本	団体(法人)課税	収益事業にのみ 団体(法人)課税	構成員に所得税課税
利益留保	できる	できる	できない
消費税課税	基準期間(前々事業年度)の 課税売上高が1千万円以上 なら課税事業者	同左	組合全体の課税売上 高にかかわらず構成員 課税
構成員の出役 賃金への課税	給与所得	同左	農業所得
収益分配への 課税	出資配当: 配当所得 従事分量配当: 農業所得	現金等の分配に対して雑 所得	現金等の分配に関係な く案分して農業所得
農業経営基盤 強化準備金	適用対象(一定の条件あり)	適用対象とならない	適用対象とならない

(4) 人格なき社団の収益事業

＜法人税基本通達＞

公益法人等(人格のない社団等を含む)が収益事業の範囲に掲げる事業のいずれかに該当する事業を営む場合には、たとえその営む事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるとしても、当該事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。

(5) 収益事業(物品販売業)の範囲

＜法人税基本通達＞

物品販売業には、公益法人等が自己の栽培、採取、捕獲、飼育、繁殖、養殖その他これらに類する行為により取得した農産物等をそのまま又は加工を加えたうえで直接不特定又は多数の者に販売する行為が含まれるが、当該農産物等を特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、これに該当しない。

2 集落営農の法人化に伴う対応

(1) 税金に関する対応

① 法人税等の納付について

- 法人化すれば、所得に応じた法人税、法人住民税等を納付する必要がある。
- 株式会社、農事組合法人の税率等は次のとおりであるが、それぞれごとに、課税対象、税率などが異なるので、法人のタイプの選択と合わせて、税理士など専門家に相談しながら検討を進めることが適当である。

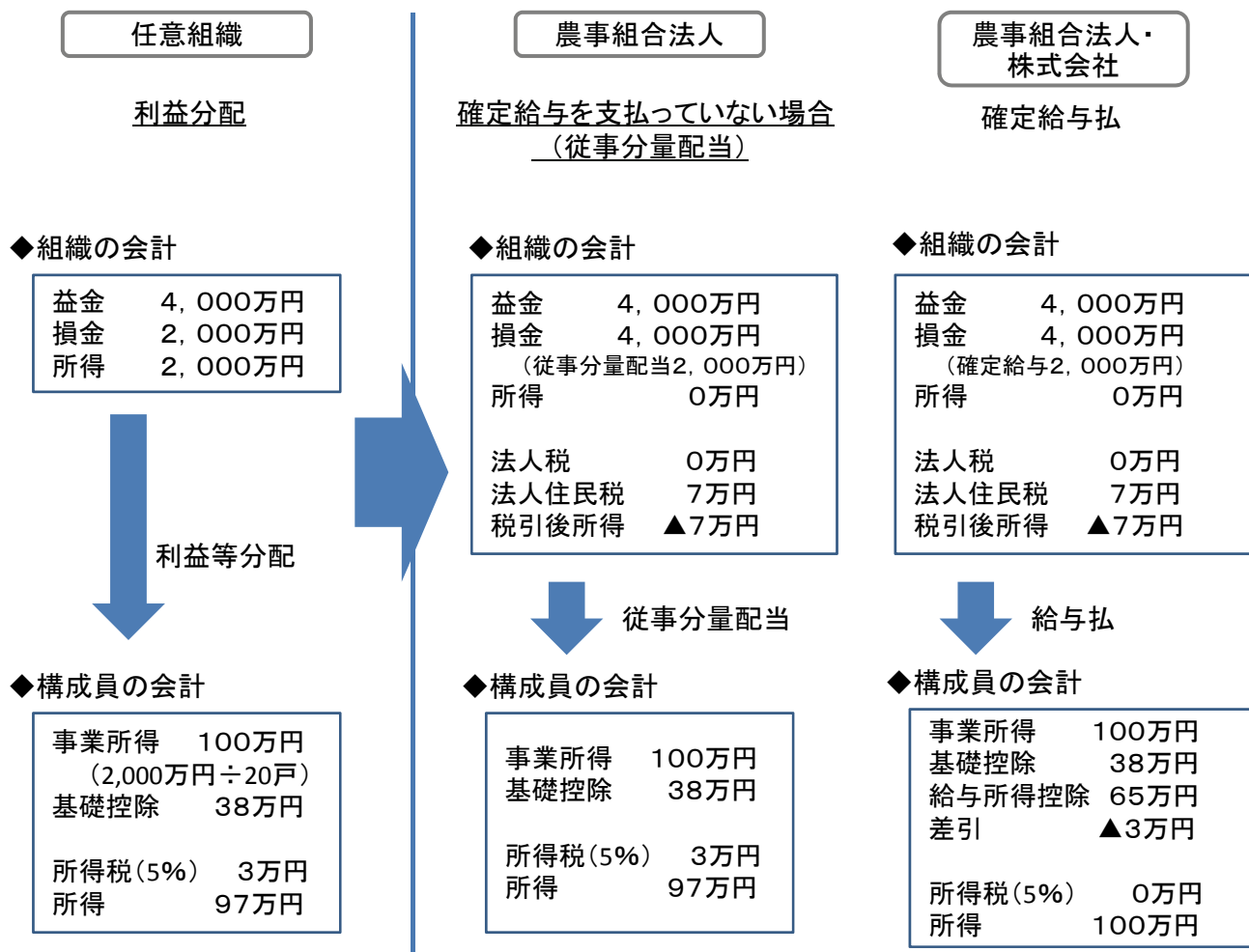
区分	株式会社	農事組合法人
法人税	<p><課税対象> 各事業年度の所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人税上の所得金額 「益金の額」-「損金の額」で計算 ◆ 「益金の額」 ① 試算の販売、② 有償による資産の譲渡、③ 有償による役務の提供等の合計 ◆ 「損金の額」 ① 収益に係る売上原価、② 販売費・一般管理費その他の費用（役員報酬含まない）、③ 損失の額で資本等取引以外の取引の合計 <p><税率> 25.5% (資本金1億円以下の場合) 所得 年800万円超の部分 25.5% 所得 年800万円以下の部分 19%(15%) ()内は、24年4月1日から27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用</p>	<p><課税対象> 各事業年度の所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人税上の所得金額 「益金の額」-「損金の額」で計算 ◆ 確定給与を支払っている場合は、剰余金は課税対象 ◆ 農業の経営を行う農事組合法人で、その事業に従事する組員に対して確定給与を支払わず、剰余金の配当に従事分量又は利用分量配当にする場合は、その従事量配当又は利用分量配当は、法人の所得の計算上損金に算入できる <p><税率> 19% 所得 年800万円超の部分 25.5% 所得 年800万円以下の部分 19%(15%) ()内は、24年4月1日から27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用 (確定給与を支払っている場合は、同左)</p>
法人住民税	<p><均等割> 約7万円 (都道府県民税2万円、市町村民税5~6万円)</p> <p><法人税割> 法人税額×17.3% (都道府県民税5%、市町村民税12.3%)</p>	<p><均等割> 同左</p> <p><法人税割> 同左</p>
法人事業税	<p><所得割> 所得 年800万円超の部分 5.3% 400万円超800万円以下の部分 4.0% 400万円以下の部分 2.7%</p> <p>(ほかに地方法人特別税あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の場合、資本金等の額に課税される等の違いがある 	<p><所得割> 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事分量配当により利益を分配する場合 所得 年400万円超の部分 3.6% 所得 年400万円以下の部分 2.7% ・ 農業生産法人の場合、農業は非課税扱いとなる

上記の地方税については、都道府県・市町村によって税率等が異なる

法人税等の計算例

- 例えば、給与の支払いや構成員に対する従事分量配当（農事組合法人の場合）は、損金になるので、課税対象となる所得は小さくなり、必ずしも高額の法人税を納付することにはならない。
- 赤字になった場合は、税法上、9年間は赤字の繰り越しができ、後年度で生じた黒字（所得）から控除することができるようになっている。（例えば、初年度に100万円の赤字で、2年目に100万円の黒字だった場合、2年目の黒字額を初年度の赤字額で相殺できるため、2年目の課税所得はゼロとなる。）
- 経営所得安定対策などの交付金は、農業経営基盤強化準備金として積み立てる（交付金又は所得の額のいずれか低い額まで）ことで、法人の所得の計算上、損金に算入することができる。

（例） 経営面積20ha、構成農家20戸の集落営農が法人化した場合の試算



青色申告を行う場合は、上記以外に青色申告特別控除がある

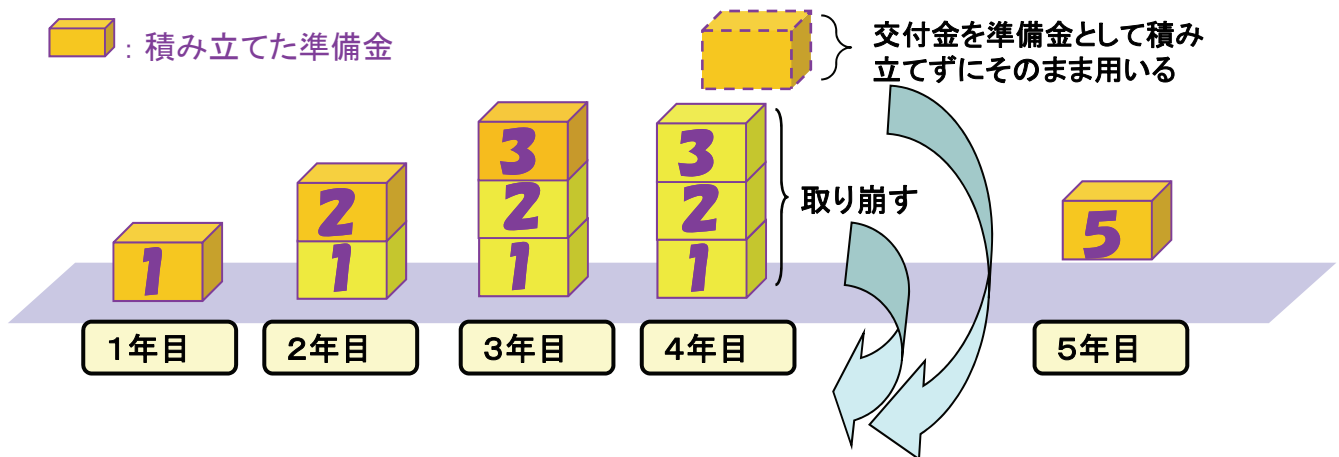
②農業経営基盤強化準備金について

- 農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、法人は損金に算入できる。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できる。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務所に事前に届出)をする必要がある。

- 1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法である。
- 2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ①個人は必要経費算入
- ②法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

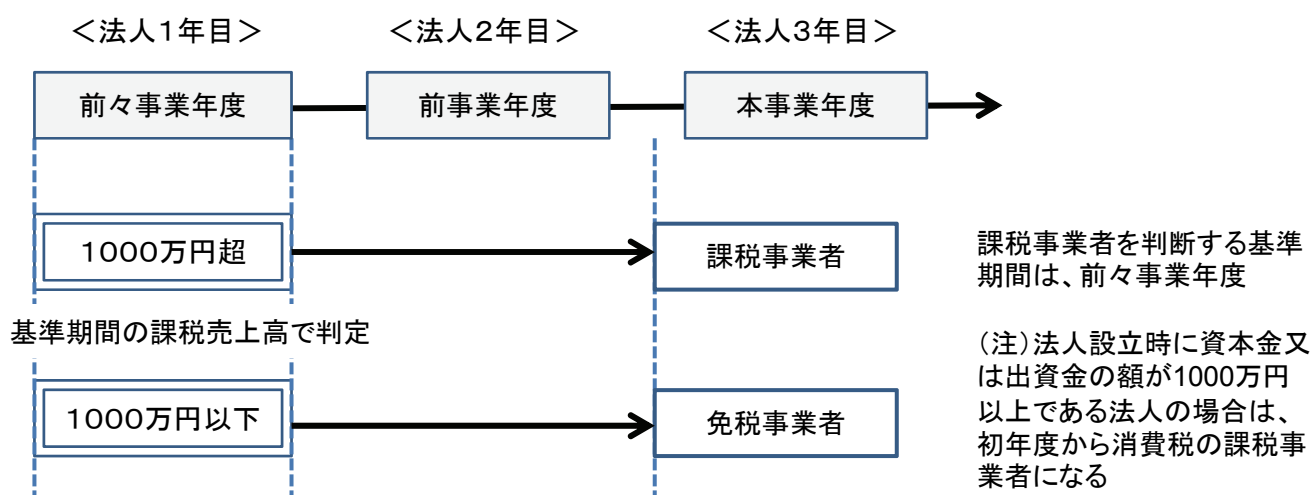
- ①準備金取崩額
- ②その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展!

積み立ててから5年を経過した準備金は、順次、総収入(益金)に算入され、課税対象となる。

③消費税の納付について

- 法人化して、1000万円超の課税売上高がある場合には、3年目からは消費税の課税事業者になる。



- 消費税は、課税売上高が5000万円以下の場合、簡易課税制度を選択できる。なお、簡易課税制度を選択する場合には、課税される事業年度の前日までに税務署に届出が必要。

消費税の計算方法

消費税の計算

$$\text{納付税額} = (\text{「課税売上高」}_1 \times \text{税率}5\%) - (\text{「課税仕入高」}_2 \times \text{税率}5\%)$$

簡易課税制度による消費税の計算

$$\text{納付税額} = (\text{「課税売上高」}_1 \times \text{税率}5\%) - (\text{「課税売上高」} \times \text{税率}5\% \times \text{みなし仕入れ率})$$

農業の場合70%

- 1 「課税売上高」には、農産物や商品の売上のほか、家畜や機械、建物等の事業用資産の売却等が含まれ、受取地代、交付金等は含まれない
- 2 「課税仕入高」には、生産資材費、農業用機械等の取得費・賃借費、農作業委託費等が含まれ、地代、利子や保険料、賃金等は含まれない

- 補助金の受領額や費用の内容によっては、消費税の控除(還付)が受けられるケースも想定されますので、課税売上高5000万円以下の法人が簡易課税を選択するかどうかは、収支の状況を見ながら、あらかじめ税理士など専門家によく相談することが重要

消費税の計算例

<収支例(収入の大半を補助金で占めている場合)>

	金額
収支 ①	4,500万円
ア 米売上高	1,500万円 A
イ 大豆売上高	500万円 B
ウ 補助金収入	2,500万円
支出 ②	4,000万円
ア 生産資材費等	1,000万円 C
イ 給与	500万円
ウ 水田管理委託費	2,000万円 D
エ 地代	500万円
①-②	500万円

<本則により計算し還付を受けられる場合>

$$\begin{array}{r} \text{課税売上高} \quad \text{課税仕入高} \\ 2,000\text{万円} \quad - \quad 3,000\text{万円} \\ \qquad \qquad \qquad = \quad 1,000\text{万円} \times 5\% \end{array}$$

➡ 消費税還付額 50万円

<「簡易課税」制度を選択し還付を受けられない場合>

$$\begin{array}{r} \text{課税売上高} \quad \text{課税仕入高 (課税売上高} \times 70\%) \\ 2,000\text{万円} \quad - \quad 1,400\text{万円} \\ \qquad \qquad \qquad = \quad 600\text{万円} \times 5\% \end{array}$$

➡ 消費税納付額 30万円

課税売上高(A+B) 2,000万円
米売上高A 1,500万円
大豆売上高B 500万円

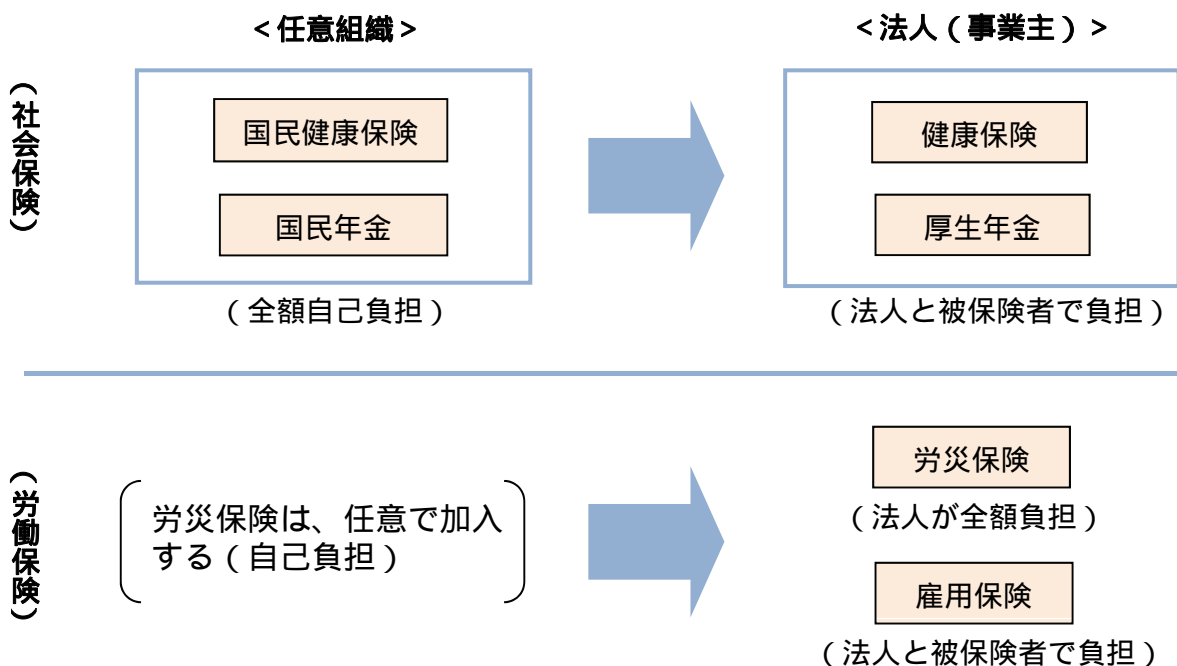
課税仕入高(C+D) 3,000万円
生産資材費等C 1,000万円
水田管理委託費D 2,000万円

(注) 農事組合法人の場合、労務に従事した組合員に対する労賃の支払いは月給制(確定給与払)ではなく、決算時に余剰金の中から各組合員の農作業等の従事量に応じて配分する「従事分量配当」方式を採用することができる。

この「従事分量配当」の額は、消費税の計算上、課税仕入高に算入することができるので、消費税納付額の負担は軽減される。

(2) 社会保険等の加入義務に関する対応

- 組織運営を円滑に進めるには、役員をはじめ、経営を支えるオペレーター、経理担当などが安心して作業等に従事できるような環境にすることが適当。
- 任意組織のときには、構成員が全額自己負担で社会保険(国民健康保険、国民年金)に加入していますが、法人化すれば、法人は事業主として、社会保険(健康保険、厚生年金)、労働保険(労災保険、雇用保険)の加入が必要となる。



- (注1) 社会保険(健康保険、厚生年金)については、健康保険法・厚生年金保険法上、法人であれば強制的に適用されることになっている。ただし、法人に従事しているすべての者が被保険者になるわけではない。常用的使用関係にある者が被保険者になるが、集落営農法人の場合、法人から給与の支払いを受けている者であっても、通年雇用により従事している者、短期的に農作業等に従事する者など様々な形態があるので、社会保険労務士など専門家に相談した上で加入手続を進めることが適当。
- (注2) 労災保険については、任意組織では、雇用者5人未満は任意加入。法人は、労働災害補償法上、法人から給与の支払いを受けている者があれば強制的に適用されることになっている(法人の役員でもオペレーター等を担当する場合には特別加入することができる)。
- (注3) 雇用保険については、任意組織では、週20時間以上、31日以上雇用関係のある者などの条件がある。法人は、雇用保険法上、法人から給与の支払いを受けている者があれば強制的に適用されることになっているが、社会保険と同様に、すべての者が被保険者となるわけではなく、雇用形態によって対応が異なるので専門家に相談することが適当(法人の役員は原則として対象となりません)。
- (注4) 農事組合法人の事業従事者で従事分量配当を受けている組合員は、自ら事業を行っている扱いとなるので、任意組織のときと扱いは同じ。

社会保険等に係る保険料の計算例

構成員1人当たりの100万円の所得とした場合の試算

<任意組織>	<農事組合法人> 従事分量配当を受け ている組員	<農事組合法人・株式会社> 法人に雇用されている者
<p>国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割額 104,520円 (100万円 - 33万円) × 15.6% (注) 基礎控除33万円 ・均等割額 47,400円 (医療分 30,900円 支援分 7,800円 介護分 8,700円) ・世帯割額 33,700円 <p>※都道府県・市町村によって保険料が異なります。</p>	<p>同じ</p>	<p>社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険 58,503円 (一般保険料 88,000円 × 9.57% × 12月 ÷ 2 介護保険料 88,000円 × 1.51% × 12月 ÷ 2 (注) 年報酬100万円(報酬月額83,333円)の場合 の標準報酬月額88,000円、一般保険料率9.57%、 介護保険料率1.51%) ・厚生年金 96,503円 (98,000円 × 16.412% × 12月 ÷ 2 (注) 報酬月額98,000円以下の標準報酬月額は 一律98,000円、保険料率16.412%) <p>構成員負担額 155,006円 法人負担額 155,006円</p>
<p>国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額 179,760円 (@14,980円 × 12月) <p>国民年金の上乗せとして、 農業者年金も任意加入できる</p>	<p>同じ</p> <p>(参考) 労災保険に特別 加入する場合の保険料 率は、0.9% (自己負担)</p>	<p>労災保険</p> <p>法人負担額 12,000円 (給与支給総額100万円 × 保険料率1.2%)</p>
<p>↓</p> <p>合計 365,380円</p> <p>構成員負担額 365,380円</p>	<p>法人化して雇用すると、法人 が社会保険等を負担すること になりますが、任意組織のとき に構成員が負担している国民健康 保険等よりも負担が軽くなる場 合がある。</p>	<p>雇用保険</p> <p>構成員負担額 6,000円 法人負担額 9,500円 (給与支給総額100万円 × 保険料率 (本人0.6%、事業主0.95%))</p> <p>↓</p> <p>合計 337,512円</p> <p>構成員負担額 161,006円 法人負担額 176,506円</p>

機械・施設の譲渡価格	任意組織の構成員(所得税)		資産を受け継ぐ 新設法人(法人 税)
		50万円ま での 特別控除 (動産の み)	
《ケース1》譲渡価格が時価と一致する場合	課税なし		課税なし
《ケース2》譲渡価格が時価と一致するが、 時価>簿価である場合 1	課税あり 2	○	課税なし
《ケース3》譲渡価格が時価よりも低い価格で、 譲渡価格 簿価である場合	課税なし		課税あり 3

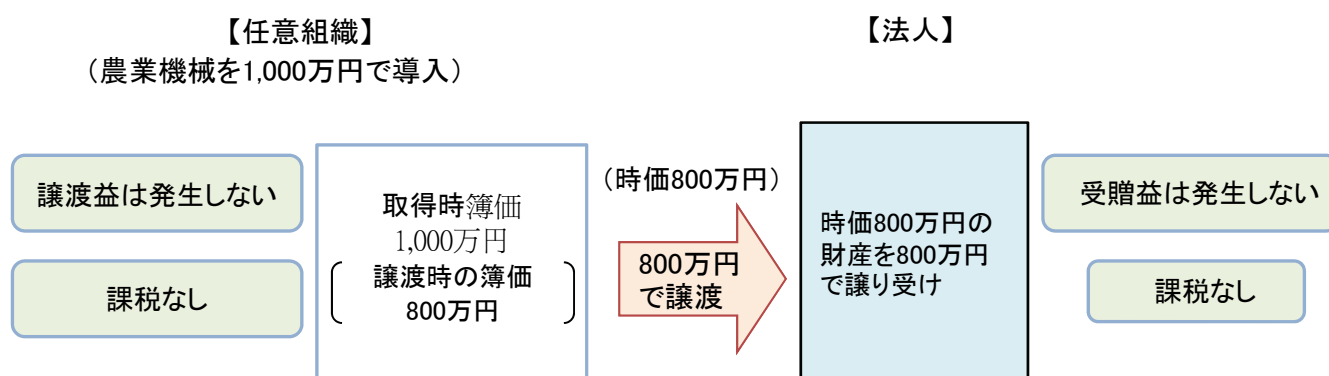
※1 機械・施設が補助金を受けて取得したものである場合は、補助金相当額が圧縮記帳されるため、時価
>簿価となる。

※2 譲渡価格と時価は一致するが、簿価が補助金相当分だけ圧縮記帳されているため、譲渡価格(時価)と
簿価の差が譲渡益となり、「構成員ごとに按分された譲渡益－特別控除50万円」の額が課税対象となる。

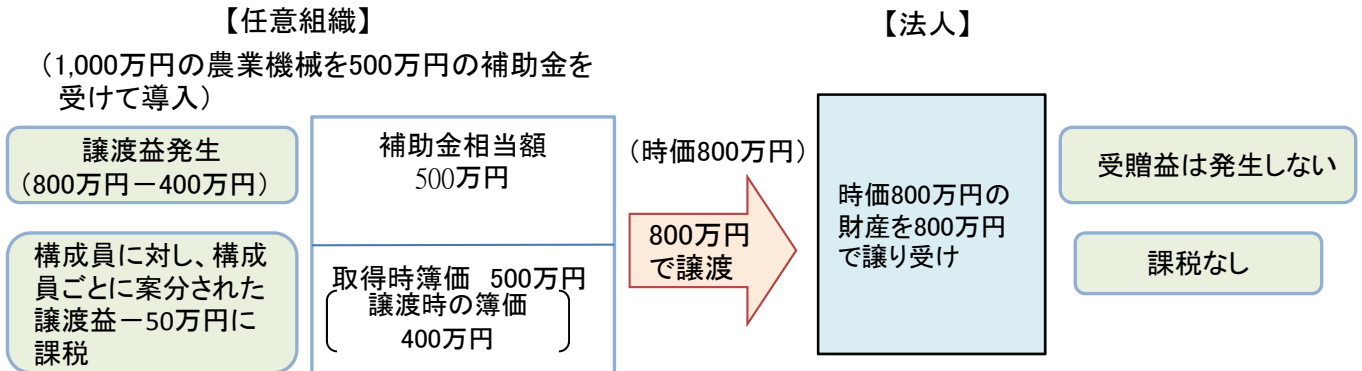
※3 時価よりも低い価格で譲り受けるため、時価と譲受価格との差額(受贈益)が課税対象となる。

なお、譲渡価格が著しく低い金額(時価の2分の1未満)である場合は、時価相当額での譲渡があったも
のとみなされ、任意組織の構成員には時価と簿価の差の譲渡益に課税、新設法人には時価と譲受価格と
の差額(受贈益)に課税される。

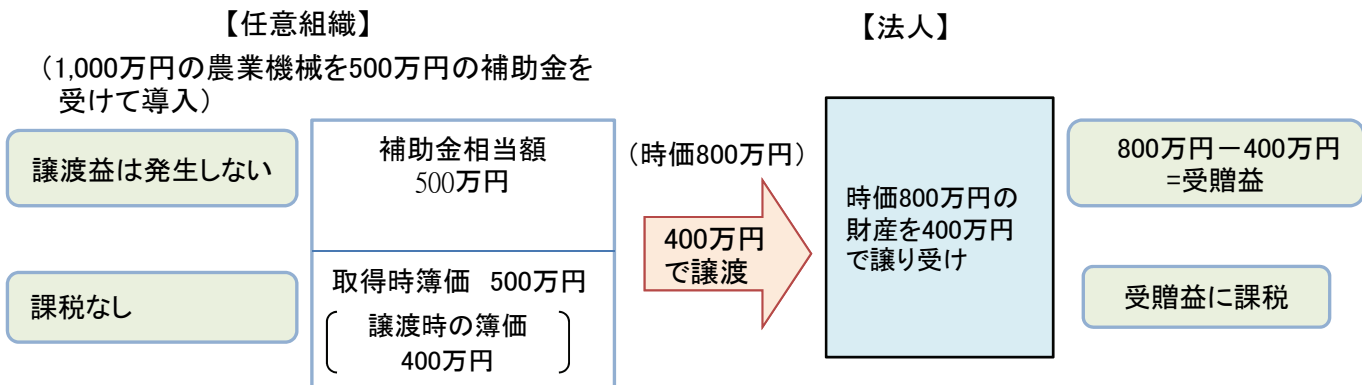
<ケース1> 譲渡価格が時価と一致する場合



<ケース2> 譲渡価格が時価と一致するが、時価 > 簿価である場合



<ケース3> 譲渡価格が時価よりも低い価格で、譲渡価格 < 簿価である場合



- 法人に譲渡する手法のほか、購入した農業用機械等の減価償却が完了するまで任意組織の所有のままにして、新設法人に貸し付ける方法もある。(その場合でも、有償貸付すれば賃貸料として雑所得が発生するので留意が必要。)
- 複数の資産を新設法人に譲渡する場合であっても、同じ年に譲渡すれば、特別控除額は構成員ごとに50万円までであることに留意する必要がある。
- 法人化を目前にした任意組織が償却期間が長いあるいは高額の農業用機械・施設を導入し、すぐに新設法人に譲渡すると、法人側に受贈益が発生することがあるので、法人化してから導入することも考えられる。

<農地の譲渡について>

- 任意組織の構成員が新設法人に農地を譲渡(現物出資を含む)した場合、譲渡所得に対して課税されるが、農地については、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に位置付けられた上で譲渡した場合には、譲渡所得金額から最大800万円の特別控除が受けられる。

<補助事業により農業用機械等を導入している場合の補助金関係の手続>

- 農林水産省の補助事業により取得した農業用機械・施設等を譲渡する場合には、農林水産大臣の事前承認が必要。
- この場合、集落営農が任意組織の構成員や財産を引き継いで法人を設立し、農業用機械・施設等を譲渡する場合には、事前に財産処分(承継)の承認申請手続を行い、補助条件を承継すれば、補助金相当額の返還は必要ない。

VI 集落営農の実践事例

能郷集落営農組合(本巢市根尾)

平成26年1月現在

1 組織の概要

- 【設立】 平成24年7月
- 【組合員】 5名
- 【集落戸数】 13戸
- 【経営面積】 水稻:4.9ha、その他0.5ha

2 組織の特徴

わずか13戸の小規模・高齢化集落※で集落営農組合を立ち上げ、地域の農地を守る営農活動を展開

小規模・高齢化集落:

農家戸数19戸以下かつ農家人口における高齢化率(65歳以上)が50%以上の集落。

小規模・高齢化集落は中山間地域に126集落(H22)あるが、こうした集落では集落農地の荒廃が進行している。

3 組織活動のポイント

- **効率的な営農を継続するための農業機械の共同化**
 - ・個人所有機械の老朽化が進む中、高性能の農業機械を導入し、営農作業の共同化を実施。
- **外部の担い手人材が組合に参画し、集落活動を展開**
 - ・集落内の高齢化がすすみ、担い手不足が深刻化するなか、隣接地域から組合員を確保し、集落内農業者と一体となって営農活動を実施。
→集落営農の組織化をコーディネートする人材として、県の事業により派遣した「集落営農サポーター」が組合に参画
- **新規作物の導入**
 - ・収益性を高めるために「とうがらし」などの新規作物の導入、地域特産品の育成に力を入れている。
- **鳥獣被害対策の実施**
 - ・鳥獣被害防護柵を平成23年に市のモデル地区として集落ぐるみで設置した。H24年以降毎年距離を延長し、農作物を守っている(H23:970m、H24:1,456m、H25:454m)。



営農作業の共同化を実施



集落営農組織立ち上げに向けた話し合い

農業生産法人（株）川合ファーム(郡上市)

平成25年1月現在

1 組織の概要

- 【設立】 平成21年5月8日
- 【組合員】 18名
- 【集落戸数】 57戸(内、農家19戸)
- 【経営面積】 水稻:3.8ha、飼料用米0.9ha、六条大麦1.3ha
作業受託:11ha(耕起・代掻き:5.7ha、田植え:11ha、収穫:10.3ha)

2 組織の特徴

地域農業を守るため、持続可能な組織づくりを目指して集落営農組織を再編し法人化。集落内水田面積の過半を集積し、地域に根ざした営農活動を展開する。

3 組織活動のポイント

- **オペレーター組織から農家参加型集落営農へ**
 - ・集落内6名によるオペレーター組織を発展させ、集落農家参加型の集落営農組織を設立。
 - ・これまでの受託作業組織から農地経営も展開する組織へ(農業生産法人化)
- **会社の安定経営 ～有利な支援制度を効率的に活用～**
 - ・経営所得安定化対策(米交付金・水田活用交付金)を活用。これにより生じた利益は、準備金制度を活用して積立し、設立2年目でコンバイン自費購入
 - ・田植機(強い農業づくり交付金)、畦塗機(経営体育成支援事業)により必要機械を導入。
- **無理はしない。～現状にあった、それぞれの役割を果たす。～**
 - ・自分達の農地は、自分たちで守る。会社設立時に徹底的な話し合いを行って合意形成。参加者の年齢や農業経営状況に併せ、農地を会社へ1筆以上提供(利用権設定)
 - ・農作業は会社が実施。維持管理作業(草刈り)は、原則、農地所有者が実施。維持管理作業・獣害柵については、中山間地域等直接支払制度を活用。
 - ・近隣畜産農家と連携し、これまで畜産農家だけでは管理不足であった飼料作物を代わって作付
畜産農家は飼育業に専念し、会社は水田利活用交付金(畑作物・二毛作)を受領。



面積拡大に取り組む飼料米生産(ホシアオバ:H22～)



飼料作物との二毛作に取り組む六条大麦生産(H21～)

農事組合法人 はちたか(中津川市福岡)

平成25年12月現在

1 組織の概要

- 【設立】 平成24年4月
- 【組合員】 74名
- 【集落戸数】 86戸(内農地所有74戸)
- 【経営面積】 水稲:24ha、大麦:9ha、WCS用稲:2ha、
大豆(裏作):6.8ha
作業受託:6.9ha(耕起:1.4ha、代かき:2.3ha、田植え:5.5ha、収穫:
6.9ha)

2 組織の特徴

「自分達の地域は、自分達で守ろう！」をモットーに、集落内の9割の農地を集積し、集落ぐるみの営農活動を展開

3 組織活動のポイント

▶ 地域住民総参加による活動

- ・地区の農地所有者(74人)全員が組合に参加している。
- ・基幹作業(機械及び補助作業)は、作業隊(44人)を編成し実施しているが、作業隊の年齢構成は20~70代で、世代を超えて参加している。機械作業は16人のオペレーターが実施しているが、全て兼業農家(サラリーマン)又は定年帰農者。
- ・畦畔の草刈りや水管理は、地権者個人の対応を基本。個人が対応できない場合は、組合が委託を受けて実施(経費は地権者負担)。

▶ オペレーター人材の育成

- ・オペレーター作業を実施するうえで必要な資格(大型特殊免許など)経費を組合が負担するとともに、地域の共同作業により若い人が早くから農業機械作業に触れる機会を作り、オペレーター人材の育成を積極的に実施。

▶ 水田をフル活用した生産体系の導入

- ・米と大麦、大豆、WCS用稲を組み合わせた営農を実施。
- ・土壌診断、連作防止のブロックローテーションにより、生産性の向上に努力。大麦、大豆ともに単収向上と品質の向上に取り組んでいる。(大麦 108kg/10a、大豆180kg/10a)



水田フル活用のために大麦生産を導入



地域住民参加による畦畔の草刈り

特定農業団体 大寺宮農組合(白川町)

平成26年1月現在

1 組織の概要

- 【設立】 平成19年3月
- 【組合員】 39名
- 【集落戸数】 農地所有45戸(内耕作農家39戸、転出者6戸)
- 【経営面積】 水稻:8.4ha、大豆:2.7ha、作業受託 8.5ha

2 組織の特徴

- 「地域の農地は地域みんなで守る」ことを基本理念に、集落ぐるみの営農活動を展開
- 町内の他の営農組合との広域連携体制を整備

3 組織活動のポイント

- **地域住民総参加による活動を展開**
 - ・集落内の全耕作農家が組合に参加している。
 - ・基幹作業を担うオペレーターは12名で、集落在住の兼業農家が主体。(専従的なオペレーターは不在)
 - ・畦畔の草刈りや水管理は、地権者個人の対応を基本。個人が対応できない場合は、組合が委託を受けて実施。
- **オペレーター人材の育成**
 - ・地元で就職している若者(構成員の家族)は、基本的にオペレーターとして位置づけ、大型特殊免許や機械研修に係る経費を組合が支援している。
- **転作大豆の導入と女性加工グループと連携した豆腐づくり**
 - ・米と大豆を組み合わせた水田をフル活用した営農を実施。
 - ・生産された大豆は、豆腐加工生産を行う女性グループへ供給。(農商工連携)
- **広域連携による生産性の向上**
 - ・町内の9つの営農組合で「白川町集落営農組合連絡協議会」を組織し、農業機械の共同利用や農作業連携活動を実施している。



集落ぐるみで大豆栽培に取り組む



豆腐加工する佐見地域の女性たち

Ⅶ その他参考資料

1 農家意向調査アンケート様式例

意向調査用アンケート
※あくまでも1例であり、地域の実情に応じて作成してください。

(世帯主用)

小規模・高齢化モデル集落の意向調査にて利用

集落の地域営農・活性化に係るアンケート
(現状をより分析するため、記名方式とさせていただきます)

住所				氏名			
年齢				職業			
農地の利用状況				水田の利用状況			
	所有地	借入地	貸付地	水稲作付	転作作付	保全管理	その他
水田	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝
畑	反 畝	反 畝	反 畝				
樹園地	反 畝	反 畝	反 畝				1反 = 10a
その他	反 畝	反 畝	反 畝				1畝 = 1a
所有する農業機械				家族の状況			
機械名	能力	購入年	更新予定	続柄	年齢	年間農作業従事日	
トラクター	PS	昭和・平成	年 有・無				
田植機	条	昭和・平成	年 有・無				
コンバイン	条	昭和・平成	年 有・無				
バインダー	条	昭和・平成	年 有・無				
乾燥機	石	昭和・平成	年 有・無				
		昭和・平成	年 有・無				

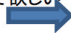

以下、該当する番号に○を記入してください。

- あなたの普段の農業の従事状況を教えてください
 - ① 中心的な農業従事者である
 - ② 補助的な農業従事者である
 - ③ 農作業はしない、ほとんどしない
- 農業をしていて困っていることはなんですか？
 - ① 農業機械で困り事が多い(故障が多い、古くて効率が悪い 等)
 - ② 農作業に時間がとられる
 - ③ 農業は儲からない
 - ④ 高齢化や後継者の問題で、いつまで農業が続けられるかわからない
 - ⑤ 特段困っていることはない
 - ⑥ その他()
- あなたの家には、農業後継者がいますか？
 - ① いる(同居している)(それは誰ですか?)
 - ② いる(別居している)(それは誰ですか?)
 - ③ いない
- あなたの家では、親族・ご近所を問わず農繁期の手助けはありますか？
 - ① ある(主に誰?)
 - ② ない
- 10年後、あなたの家の農業はどのようにとお考えですか？
 - ① 10年後も現状のまま続けられる
 - ② 規模を拡大する
 - ➡ ア. 個人で拡大する
 - ➡ イ. 誰かと共同で拡大する
 - ③ 縮小する、あるいはやめる
 - ➡ ア. 高齢のため
 - ➡ イ. 後継者がいないため
 - ➡ ウ. 農業機械更新で費用負担が大きくなりそうだから
 - ➡ エ. 他の仕事があるから
 - ④ わからない

6 あと何年ぐらい農業を継続できると思いますか？

- ①1～2年 ②3～5年 ③5～10年 ④10年以上 ⑤後継者がいるので心配ない ⑥わからない

7 今後の農業についてどのようにお考えですか

- ①農地すべてを貸すので作って欲しい  ア. 集落営農組織を結成し、その組織へ任せたい
イ. 地区内外の大規模農家へ任せたい
- ②農作業を頼みたい  ア. 集落営農組織を結成し、その組織へ任せたい
イ. 地区内外の大規模農家へ任せたい
- ③農地はだれにも貸したくないので、荒れても仕方ない
(貸したくない理由)
- ④農地を売る)
- ⑤その他()

8 集落の農地を維持するため、集落営農組織（集落を単位として、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある）を検討する集落がありますが、〇〇地区においても集落営農組織が必要だと思いませんか？

- ①はい ②いいえ

9 問8で「②いいえ」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。

- ①経営的に自己完結しているので必要ない
②いきがい農業をしており、特に必要ない
③人間関係がわずらわしいから
④農業後継者がいるから
⑤集落営農組織の経営面で不安があるから
⑥自分の田の米を食べられるか
⑦小作権が発生しないか
⑧強制出役させられないか
⑨新たな費用が発生しないか
⑩その他()


10 問8で「①はい」と回答された方に伺います。どのような集落営農組織が必要だと思いませんか？

- ①耕作は自分で行うが、農業機械を共同で購入し、機械を共同利用する
②機械作業は集落営農組織に任せ、あとの水管理や草刈は地主が作業する
③農家の要望に基づいて、農地を借り入れたり、機械作業委託したりする
④集落全体の営農について、集落で話し合い、その結果に基づいて集落営農組織が営農する
⑤その他()

11 集落営農に賛同する場合、どのような不安がありますか？

- ①水稻の品種を自分の希望どおりに植えられるか
②作業が適期に行われるか
③個々の作業が雑にならないか
④自分の農業機械が遊ぶことになるのではないか
⑤自分の田の管理ができないのではないか
⑥収入が減るのではないか
⑦その他()

12 集落営農組織が設立された場合、参加されますか？

- ①参加したい  ア. 役員として参加したい
イ. 作業員として参加したい
ウ. 補助作業(けい畔、水管理)で参加したい
エ. 土地を提供する
- ②金銭的な面で折り合えば参加したい
③手持ち機械が新しいので、当面の間は参加しない
④共同はわずらわしいので参加しない
⑤自ら耕作を行いたいので、参加しない
⑥その他()

13 その他自由な意見を記入ください

意向調査用アンケート
 ※あくまでも1例であり、地域の実情に
 応じて作成してください。

(世帯主以外(子息等)用)

小規模・高齢化モデル集落の意向調査にて利用
 世帯主以外(子息・配偶者)用

集落の地域営農・活性化に係るアンケート
 (現状をより分析するため、記名方式とさせていただきました)

住所		氏名	
年齢	才	職業	

以下、該当する番号に○を記入してください。

- 1 あなたの普段の農業の従事状況を教えてください
 - ① 中心的な農業従事者である
 - ② 補助的な農業従事者である
 - ③ 農作業はしない、ほとんどしない

- 2 農業をしていて困っていることはなんですか？
 - ① 農業機械で困り事が多い(故障が多い、古くて効率が悪い 等)
 - ② 農作業に時間がとられる
 - ③ 農業は儲からない
 - ④ 高齢化や後継者の問題で、いつまで農業が続けられるかわからない
 - ⑤ 特段困っていることはない
 - ⑥ その他()

- 4 あなたは、農繁期の手伝いをしていますか？
 - ① している(主にどんな作業)
 - ② ない

- 3 あなたは、農業を継ぐつもりですか？
 - ① 継ぐつもりである
 - ② 継ぐつもりはない
 - ③ 迷っている

- 4 10年後、あなたの家の農業はどうかとお考えですか？
 - ① 10年後も現状のまま続けられる
 - ② 規模を拡大する
 - ➡ ア. 個人で拡大する
 - イ. 誰かと共同で拡大する
 - ③ 縮小する、あるいはやめる
 - ➡ ア. 高齢のため
 - イ. 後継者がいないため
 - ウ. 農業機械更新で費用負担が大きくなりそうだから
 - エ. 他の仕事があるから
 - ④ わからない

- 5 あと何年ぐらい農業を継続できると思いますか？
 - ① 1～2年
 - ② 3～5年
 - ③ 5～10年
 - ④ 10年以上
 - ⑤ 後を継ぐので当面継続できる
 - ⑥ わからない

- 6 今後の農業についてどのようにお考えですか
 - ① 農地すべてを作って欲しい
 - ➡ ア. 集落営農組織を結成し、営農組合へ任せたい
 - イ. 大規模農家へ任せたい
 - ② 農作業を頼みたい
 - ➡ ア. 集落営農組織を結成し、営農組合へ任せたい
 - イ. 大規模農家へ任せたい
 - ③ 農地はだれにも貸したくないので、荒れても仕方ない

- (貸したくない理由は？)
 ④農地を売る)
 ⑤その他()

8 集落の農地を維持するため、集落営農（集落を単位として、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある）組織を検討する集落がありますが、〇〇においても集落営農組織が必要だと思いますか？

- ①はい ②いいえ

9 問8で「②いいえ」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。

- ①経営的に自己完結しているので必要ない
 ②いきがい農業をしており、特に必要ない
 ③人間関係がわずらわしいから
 ④農業後継者がいるから
 ⑤集落営農組織の経営面で不安があるから
 ⑥自分の田の米が食べられるか
 ⑦小作権が発生しないか
 ⑧強制出役させられないか
 ⑨新たな費用が発生しないか
 ⑩その他()

10 問8で「①はい」と回答された方に伺います。どのような集落営農組織が必要だと思いますか？

- ①耕作は自分で行うが、農業機械を共同で購入し、機械を共同利用する
 ②機械作業は営農組合に任せ、あとの水管理や草刈は地主が作業する
 ③集落全体の農地を借入れ農地の管理をする
 ④その他()

11 集落営農に賛同する場合、どのような不安がありますか？

- ①水稲の品種を自分の希望どおりに植えられるか
 ②作業が適期に行われるか
 ③個々の作業が雑にならないか
 ④自分の農業機械が遊ぶことになるのではないか
 ⑤自分の田の管理ができないのではないか
 ⑥収入が減るのではないか
 ⑦その他()

12 集落営農組織が設立された場合、参加されますか？

- ①参加したい
 ア. 役員として参加したい
 イ. 作業員として参加したい
 ウ. 補助作業(けい畔、水管理)で参加したい
 エ. 土地を提供する
 ②金銭的な面で折り合えば参加したい
 ③仕事があるので、土日なら参加したい
 ④手持ち機械が新しいので、当面の間は参加しない
 ⑤共同はわずらわしいので参加しない
 ⑥規模拡大を目指したいので参加しない
 ⑦その他()

13 その他自由な意見を記入ください

2 集落ビジョンの作成手順とビジョン様式例

集落ビジョン〈元気なむら夢ビジョン〉の作成について

集落ビジョン（以下、「ビジョン」）は、集落内の現状、課題、将来の意向等を把握・分析を行い、将来的な集落（営農）の青写真を描き、それを集落の皆で共有・推進していくものです。

ただし、集落の実情にもよるが、初めから集落全体でビジョンを作りあげるのはなかなか難しいために、現実的には集落のリーダーと関係機関で構成する検討委員会（「集落営農システム確立検討委員会」等）で案を作成して、最終的に集落全体の合意を得ていくような流れがベター。

【ビジョン(案)を作成する上で押さえておきたい項目】

○集落内の農地をどのように守る？

現在、既に耕作者のいない集落内の不作付地等はどうするのか？

将来、耕作者のいない農地が増大することが見込まれる場合、どうするのか？

○農作業はどうするのか？

農地を守るためには、農作業を併せて考えていく必要がある。

集落内の農業者が少なくなることが見込まれる場合、基幹作業と補助作業（畦畔管理、水管理）はどのように役割分担するのか？

○様々な営農環境への対応

中山間地域では、畦畔法面の雑草管理と鳥獣被害対策は共通課題。

効果的・効率的な対策をいかに集落として講じていくのか？

○農業機械・施設はどうするのか？

集落営農組織を検討する場合、個人所有機械の活用・処分等検討が課題となるケースが多い。

○ビジョン(案)の作成手順

<第1ステップ:集落内の現状把握>

既存の集落データ、農家意向調査（アンケート）等を活用して、集落内の現状把握を行う。



<第2ステップ:課題を踏まえた解決策(アイデア)の検討>

集落のみんなが納得できるビジョンづくりのためには、集落の「機会、脅威、強み、弱み」等いろいろな角度からの課題等をしっかりと整理した上での解決策の整理が必要となる。→「SWOT分析」



<第3ステップ:わかりやすいビジョン(案)づくり>

ビジョン（案）の形式は集落の実情に応じて様々ではあるものの、集落内の多くの方に理解してもらうためには、第2ステップでの解決策を出来る限り簡単な形にまとめていく必要がある。

【ビジョン様式(記載例)】

〇〇集落ビジョン<元気なむら夢ビジョン>

<第1ステップ:〇〇地区の現状把握>

No.	項目	内容
1	耕地面積(水田) (a)	1 0 0 0 a
2	うち水稲作付面積 (a)	6 0 0 a
3	主な水田栽培品目 (主食用水稲以外)	飼料用米 (200a)、飼料作物 (100a)
4	耕地面積(畑)	1 0 0 a
5	総農家戸数	2 0 戸
6	水稲作付農家数	1 5 戸
7	集落内の認定農業者数 (主な営農類型)	5 名 (水稲中心 1 名、畜産 2 名、園芸 1 名)
8	集落内の地域水田農業ビジョン 等の担い手数 *	1 0 名
9	集落内の耕作放棄地面積 (a)	5 0 a
10	地区内の農家の高齢化状況	農家の世帯主の多くは 70 歳を超えている。 後継者がいない農家も多い。
11	農作業・農業機械の利用状況(水稲 等)	基本的には各農家が所有。自己完結型農業主体。 一部作業受託が行われている。
12	中山間直接支払への取組状況	〇〇地区と隣接する●●集落を併せた地区において 集落協定。
13	農地・水保全管理支払への取組状況	〇〇地区において活動。

<第2ステップ:課題等を踏まえた解決策(アイデアの検討・整理)>

(1)様々な角度から地域の検証(SWOT 分析)

	プラス要因 (機会=追い風)	マイナス要因 (脅威=向かい風)
外部環境	<ul style="list-style-type: none"> 定年後、〇〇地区内にUターンする動きがある 来年、近くに直売所施設がオープンする予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降の国の施策(経営所得安定対策等)が不明。 地区外からの担い手が虫食い状態で作業受託を行っている。
内部環境	<ul style="list-style-type: none"> (〇〇地区の強み) 地区内に畜産農家があり、飼料用米、飼料作物の需要がある。 地区内の一部の農家を中心に集落営農に取組みたい意向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (〇〇地区の弱み) 地区内の農家が高齢化 耕作放棄地が増加してきている。 一部未整備田の農地がある。 鳥獣被害が年々増加している。 地区内の担い手は個人経営の意向が強い。

(2) 解決策のアイデア出し(SWOT 分析の対応策)

〇〇地区の将来のより良い姿を目指すための解決策
<p>＜集落の農地、農作業、様々な営農環境、農業機械・施設の方向性を中心に＞</p> <p>①地権者が中心となった農地利用調整組織を設立。 ②基幹作業と補助作業（畦畔管理等）の役割分担の取り決めを行う。 ③集落（地区）ぐるみで鳥獣被害対策を行う。 ④現状の耕作放棄地を集落で守る体制づくりを行う。 ⑤未整備田を活用して棚田オーナー制度を行う。 ⑥国の施策に対応し、かつ将来にわたり集落農地を安定して守れるような組織化（集落営農の法人設立） ⑦地区の水田利活用のために、地区内に需要のある飼料用米の導入を行う。 ⑧Uターン者を地区としてオペレーターに育成する体制づくりを行う。 ⑨地区内の女性・高齢者が取り組める新野菜、農産加工等に取り組む。</p>

(3) 解決策(アイデア)の整理・具体的な展開方向

解決策(アイデア)	解決策の推進・展開に向けての具体的な手法 等	実施時期* (A~C)
<p>地権者が中心となった農地利用調整組織を設立等 (①、②関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用改善団体を設立。農地の効率的な利用を進めるために、地区内外の担い手への農地の交通整理を行う。 ・担い手への円滑な集積を図るために、担い手と地権者の役割分担の取り決めを行う。 ※地権者が畦畔管理を基本的に行う。 	<p>A</p> <p>B</p>
<p>集落ぐるみで地区の営農環境整備を行う。 (③、④、⑤関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用して、集落ぐるみで集落全体に防護柵の設置、耕作放棄地の解消を行う。 ・未整備田を活用した棚田オーナー制度導入。 	<p>B</p> <p>C</p>
<p>集落営農法人の設立、多様な人材の育成・活用。 (⑥、⑦、⑧、⑨関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用改善団体を1階部分として、地区内の担い手を中心に法人を設立。 ※2階建て営農システム ・地区の水田利活用のために、地区内に需要のある飼料用米の導入を行う。 ・新設した法人がUターン者等のオペレーター育成する体制づくりを行う。 ・法人の経営の多角化として、地区内の女性・高齢者が取り組める野菜、農産加工に取り組む。 	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

* 実施時期(A: 1年後、B: ~3年後、C: ~5年後)

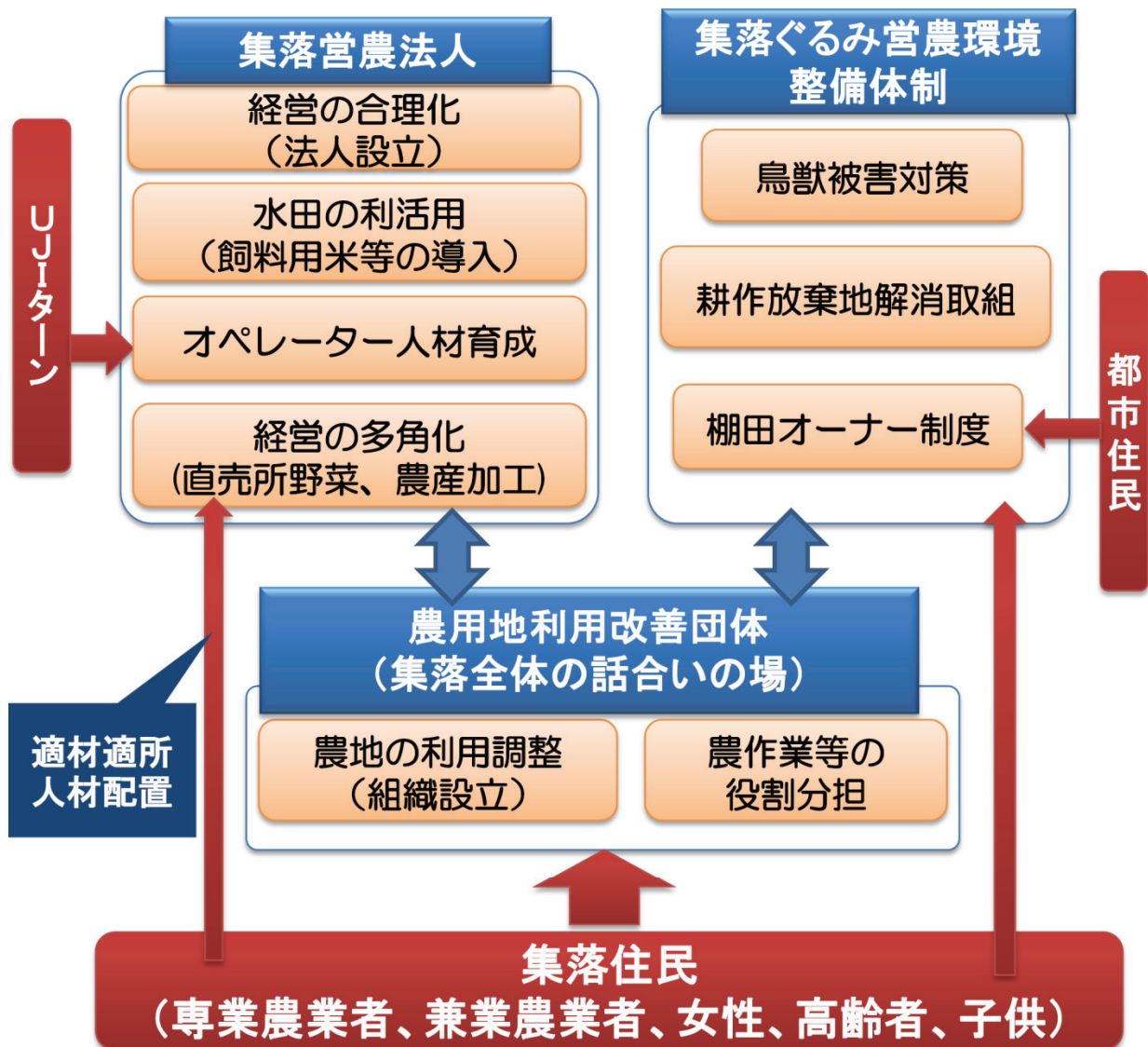
＜第3ステップ: わかりやすいビジョン(案)づくり＞

別紙のとおり

【ビジョン模式図(記載例)】

〇〇集落元気なむら夢ビジョン

- 農用地利用改善団体を設立。
⇒集落全体の合意形成の場の設置
- 集落ぐるみの地区の営農環境整備(鳥獣被害対策等)体制の確立。
- 集落営農法人の設立
⇒経営の合理化と地区内の多様な人材の育成・活用



3 農作業委託契約書(特定農作業受委託)様式例

担一参考様式第2号



(集落営農組織と非組合員との間の契約)
(個人間の契約)

農作業委託契約書 (水田・畑作経営所得安定対策用)

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

年 月 日

委託者 (以下「甲」という。)
氏名 印
住所
電話

受託者 (以下「乙」という。)
氏名 印
住所
電話

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農用地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

	農用地の所在地・地番	地目	面積	権利の種類	委託する農作業
1			m ²		
2					
3					

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、甲に別に定める一定額を 月 月末までに支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

4 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」第3条(財産処分に係る承認申請等)関係抜粋

別紙

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、農林水産大臣(法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

別表1 (第3条関係)

処分区分	承認条件	国庫納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合 国庫納付(ただし、備考の場 合は国庫納付は不要とし、 当該財産の活用状況を 報告する。)(注1)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、許認可等を受けた財産の未活用部分(取入れにかし管理費に要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、補助対象財産(農園等)を他の用途に転用し、当該期間内に他の用途に転用する場合は、国庫補助率を要しない。また、国庫補助率を要しない場合は、国庫補助率を要しない。
補助事業中止する場合	道徳等取組に取組む場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
譲渡	有償	国庫納付(ただし、備考の場 合は国庫納付は不要とし、 当該財産の活用状況を 報告する。)(注2)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	無償	国庫納付(ただし、備考の場 合は国庫納付は不要とし、 当該財産の活用状況を 報告する。)(注2)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分費を新規購入費に充当し、処分制限期間内、新財産が補助条件を承継すること	
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償(遊休期間内の一時貸付け)	収益について国庫補助目的の遂行に及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	無償(遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条第2の規定により認定を受けた場合は、貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
担保	補助目的の遂行に支障を及ぼさないこと		

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産の利用状況を報告すること。
(注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。
(注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
(備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

財産処分承認申請書

番 年 月 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名 印
又は住所
団体名
代表者 氏 名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見(間接補助事業等の場合に限る。)

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

(5) 現況図面又は写真(添付)

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費(予定)

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農業生産法人化計画類似の法人化計画

② 新設法人への財産処分(承継)計画書

③ 発起人名簿又は定款案(集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組員、社員又は株主であることが確認できるもの)

(注4) 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

(注5) 処分区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

岐阜県集落営農推進マニュアル
(平成26年2月発行)
岐阜県農政部農産園芸課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL:058-272-1111(代) (内線:2864)
FAX:058-278-2692

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶉飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

